

令和3年度

事業概要

愛知県海部福祉相談センター



目 次

第 1 海部福祉相談センターの概要	1
1 管内の概況	1
(1) 管轄区域	1
(2) 管内の人口	2
2 沿 革	3
3 機 能	3
4 組織及び事務分掌	4
 《地域福祉課》	
第 2 地域福祉課の事業	5
1 海部圏域保健医療福祉推進会議	5
2 身近な地域での福祉の推進（民生委員・児童委員）	6
3 生活困窮者の自立支援	6
(1) 対象者	6
(2) 生活困窮者自立支援法による事業について	6
(3) その他の事業	7
(4) 自立相談（新規）受付件数の推移	7
(5) 住居確保給付金・一時生活支援事業支給額の推移	7
4 生活保護	8
(1) 生活保護制度	8
(2) 保護の状況	9
5 高齢者福祉	14
(1) 介護保険制度	14
(2) 地域支援事業	18
6 児童福祉	20
(1) 保育所	20
(2) 児童厚生施設	21
(3) 家庭児童相談室	22
7 ひとり親家庭への支援	23
(1) 母子家庭等に対する相談支援体制	23
(2) 母子・父子家庭自立支援対策事業	24
(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	25

(4) 児童扶養手当	26
(5) 遺児手当	27
8 女性の保護更生等	28
9 障害者福祉	29
(1) 障害保健福祉施策	29
(2) 障害福祉サービス	29
(3) 手帳の交付状況	31
(4) 手当等福祉施策	32

《児童育成課》

第3 児童育成課の事業	36
1 児童育成課の業務	36
2 相談の種類	38
3 相談指導の状況	39
(1) 相談受付状況	39
(2) 相談対応状況	42
(3) 相談活動状況	43
(4) 養護相談の状況	44
(5) 非行相談の状況	47
(6) 障害相談の状況	48
(7) 里親の状況	49
(8) 一時保護の状況	49
(9) 児童福祉施設等入退所の状況	50

第 1 海部福祉相談センターの概要

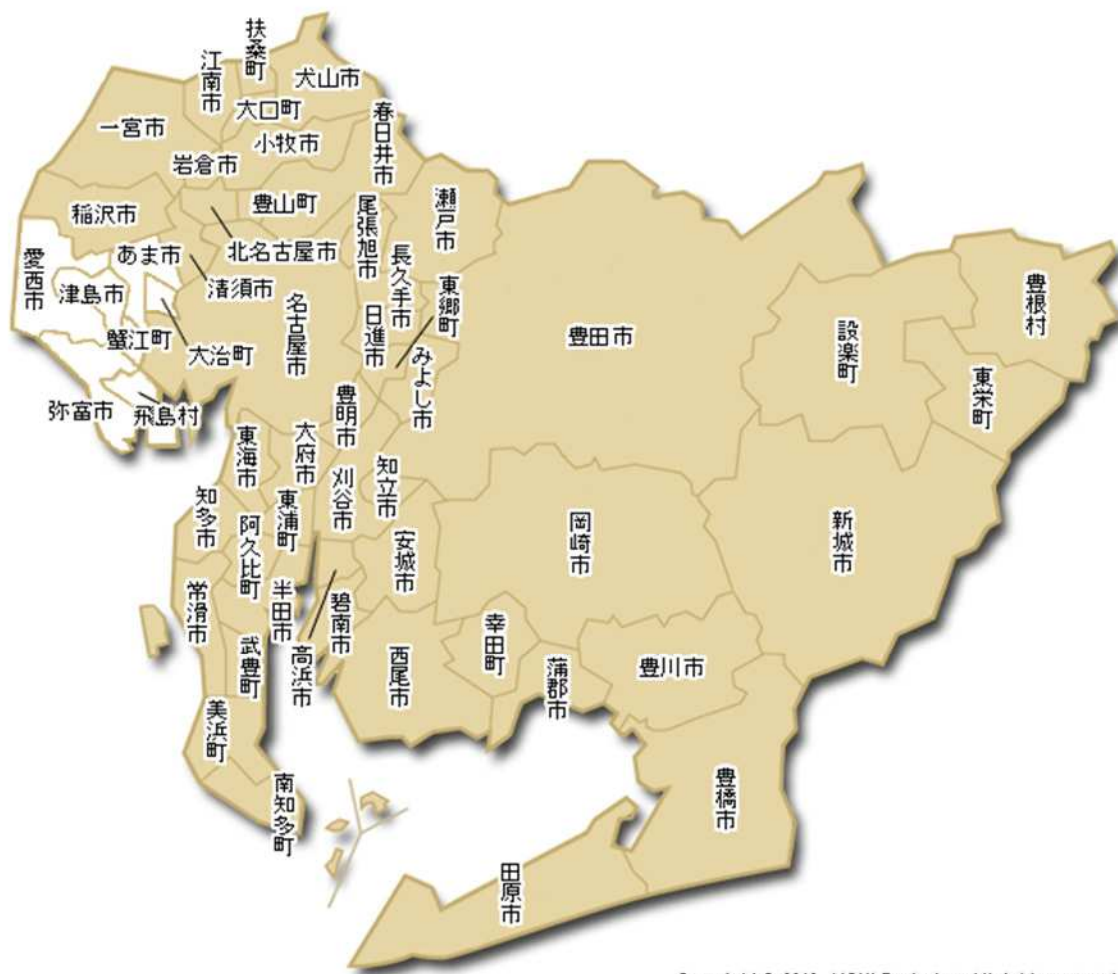
1 管内の概況

(1) 管轄区域

当センターの管轄区域は、津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡 3 町村（大治町、蟹江町及び飛島村）であり、令和 3 年 4 月 1 日現在の面積は 208.47 km²、人口は 325,973 人である。

管内は本県の西南端に位置し、東は名古屋市及び清須市に、北は稲沢市に、西は木曾川を隔て岐阜県及び三重県に、南は伊勢湾に面している。大部分が木曾川のデルタ地帯に属し、沖積地とその周辺を干拓した土地で形成され、北から緩く傾斜した平坦地で、昭和 36 年頃から地盤沈下が進行し、昭和 50 年以降は鎮静化の傾向にあるが、地域のほぼ全域が海拔ゼロメートルである。

《略図》



Copyright © 2012 AICHI Prefecture All rights reserved.

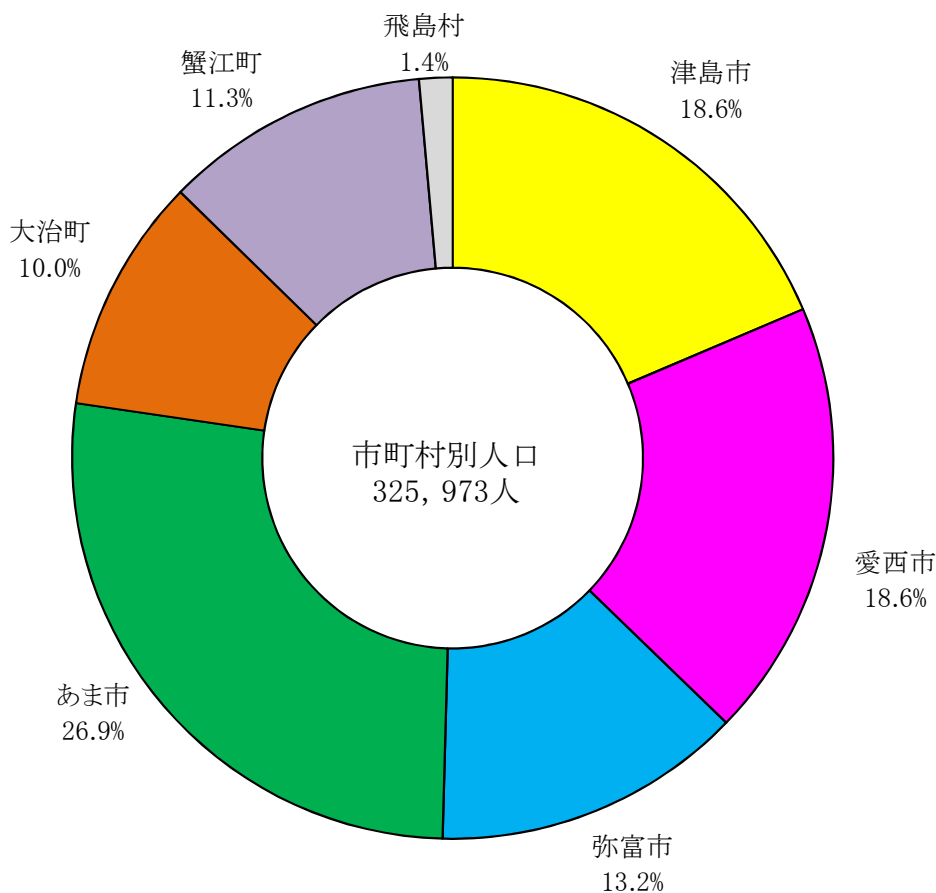
(2) 管内の人口

令和3年4月1日現在

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年齢3区分人口						面積 (km ²)
			0～14歳		15～64歳		65歳以上		
			実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	
津島市	24,886	60,655	6,483	10.7	35,530	58.6	18,415	30.4	25.09
愛西市	22,348	60,724	6,800	11.2	34,576	56.9	19,291	31.8	66.68
弥富市	17,527	42,998	5,302	12.3	25,979	60.4	11,293	26.3	49.11
あま市	35,974	87,634	11,655	13.3	52,488	59.9	23,006	26.3	27.49
大治町	13,622	32,628	4,921	15.1	20,021	61.4	6,921	21.2	6.59
蟹江町	16,070	36,734	4,454	12.1	22,337	60.8	9,456	25.7	11.09
飛島村	1,564	4,600	627	13.6	2,496	54.3	1,459	31.7	22.42
市部	100,735	252,011	30,240	12.0	148,573	59.0	72,005	28.6	168.37
郡部	31,256	73,962	10,002	13.5	44,854	60.6	17,836	24.1	40.10
総計	131,991	325,973	40,242	12.3	193,427	59.3	89,841	27.6	208.47
愛知県	3,282,266	7,521,192	972,295	12.9	4,657,752	61.9	1,810,232	24.1	5,173.15

(注) 1 出典:統計課「あいちの人口」

2 「人口」と「年齢3区分人口合計」が一致しないのは、年齢不詳があるため。



2 沿革

【旧海部事務所】

- ・昭和 17 年 7 月 1 日、海部地方事務所設置。
- ・昭和 30 年 11 月 10 日、海部事務所設置。
- ・昭和 37 年 8 月 3 日、総合事務所建設。海部事務所入居。
- ・平成 4 年 12 月 11 日、海部総合庁舎新築。海部事務所入居。
- ・平成 14 年 4 月 1 日、地方機関の再編により、海部事務所は県民総務課、行政企画課、環境保全課、健康福祉課及び産業労働課の 5 課となった。

【旧海部児童相談センター】

- ・平成元年 4 月 1 日、中央児童相談所を分割し、本県 8 番目の児童相談所として、津島児童相談所が設置された。
- ・平成 14 年 4 月 1 日、地方機関の再編により、海部児童相談センターと名称変更された。

【海部福祉相談センター】

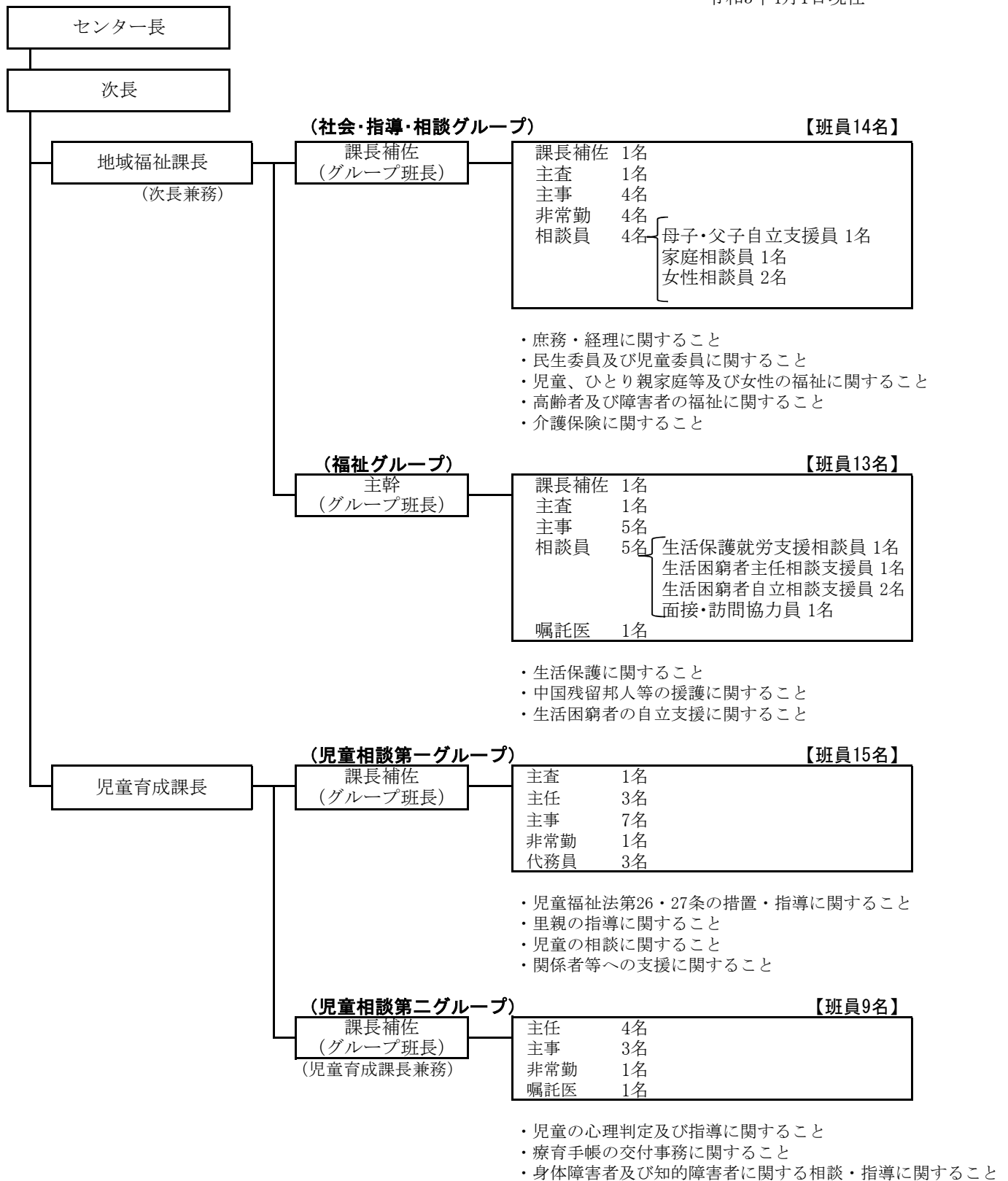
- ・平成 20 年 4 月 1 日、地方機関の再編により、旧海部事務所健康福祉課と旧海部児童相談センターが統合され、新たな組織として海部福祉相談センターとなり、海部福祉事務所を含む「地域福祉課」と海部児童・障害者相談センターである「児童育成課」の 2 課で発足した（ただし、地域福祉課は海部総合庁舎内で、児童育成課は旧海部児童相談センターにて業務を遂行した。）。
- ・平成 20 年 11 月 1 日、児童育成課が海部総合庁舎内へ移転した。

3 機能

区分	課名	機関名	根拠法令等
海部福祉相談センター	地域福祉課	福祉事務所	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所
	児童育成課	児童相談所	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関
		身体障害者更生相談所（一部機能）	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条に基づき身体障害者の福祉に関し都道府県に設置される機関
		知的障害者更生相談所（一部機能）	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に基づき知的障害者の福祉に関し都道府県に設置される機関

4 組織及び事務分掌

令和3年4月1日現在



第2 地域福祉課の事業

1 海部圏域保健医療福祉推進会議

地域における保健・医療・福祉に関する施策の総合的な検討、市町村を始めとする保健・医療・福祉に関わる行政機関及び団体相互の連絡調整、各2次医療圏(福祉圏域)(以下「圏域」という。)内のサービスの広域的な調整を行うことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として、「海部津島圏域保健医療福祉推進会議」が平成14年4月1日に津島保健所に設置された。平成18年4月1日に「海部圏域保健医療福祉推進会議」と改称され、海部福祉相談センターもこの会議の構成員として参画している。

なお、この会議は、地域における意見集約の場として位置づけられ、従来、保健所毎に設置されていた「保健所運営協議会」、2次医療圏毎に設置されていた「医療圏保健医療福祉推進協議会」及び福祉圏域毎に設置されていた「地域福祉推進調整会議」を統合したものであり、次に掲げる事務を所掌している。

- (1) 地域保健対策の総合的な推進及び保健所の運営に関すること。
- (2) 愛知県地域保健医療計画の推進に関すること。
- (3) 健康福祉ビジョンの推進に関すること。
- (4) その他圏域における保健・医療・福祉の連携に関すること。

海部圏域保健医療福祉推進会議の開催状況(令和2年度)

開催日	議題及び報告事項	
令和3年2月1日(月)	議題	1 介護保険施設等の整備計画について 2 愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて 3 愛知県地域保健医療計画別表の更新について

2 身近な地域での福祉・推進（民生委員・児童委員）

民生委員は、地域の社会福祉を増進することを目的とし、市町村の区域に設置されている民間奉仕者である。その職務は、担当地域内の実情を把握し、要保護者の相談に応じ援助するとともに、福祉事務所、市町村等の関係行政機関に協力し、あるいは社会福祉施設と密接に連携し、その事業活動を支援するなど広範囲に及んでいる。

この他、生活福祉資金貸付制度の実施面、心配ごとの相談など大きな役割を果たしている。

さらに、民生委員は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条により児童委員に充てられ児童福祉の増進にも重要な機能を果たしている。

また、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談や援助活動に対する期待が高まる中、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が平成6年1月から設置された。

民生委員・児童委員、主任児童委員配置状況（令和3年4月1日現在）（単位：人）

市名	民生委員・児童委員	町村名	民生委員・児童委員
津島市	115 (16)	大治町	31 (2)
愛西市	113 (9)	蟹江町	65 (3)
弥富市	72 (7)	飛島村	11 (1)
あま市	106 (6)	町村計	107 (6)
市計	406 (38)	合計	513 (44)

(注) () 内は、主任児童委員数（再掲）

3 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、現在経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者の自立促進を図る制度である。

(1) 対象者

生活困窮者自立支援法では、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。

現在、生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者が主な対象者となる。

(2) 生活困窮者自立支援法による事業について

ア 自立相談支援事業

自立相談支援機関の相談支援員が生活にお困りの方からの相談を受け、必要な情報提供及び助言を行い、事業利用のための支援プランを作成した上で、自立に向けた支援を行う。

イ 住居確保給付金

離職などにより経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある方に対して、就労

に向けた活動を行うことを条件に、一定期間家賃相当額を支給する。

ウ 就労準備支援事業

就労意欲の喚起のための動機づけ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、必要な訓練を日常生活の自立、社会生活の自立の段階から計画的で一貫した支援を半年から1年の有期で行う。

エ 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間、宿泊場所や衣食の供与を行う。退所後の生活に向けて本人の状況に応じて就労支援などの自立支援を行う。

オ 家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

カ 子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖防止の取り組みとして、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対し、日常的な生活習慣の取得や高校中退防止の支援を行う。

(3) その他の事業

- ア 生活福祉資金貸付制度
- イ 生活保護受給者等就労自立促進事業
- ウ 愛知県生活困窮者法律相談支援事業

(4) 自立相談 新規受付件数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	8	5	2	3	3	2	4	1	2	2	2	3	37
平成31年度	0	5	4	3	6	4	4	3	4	4	3	6	46
令和2年度	31	53	13	28	16	15	10	13	15	19	42	66	321

(5) 住居確保給付金・一時生活支援事業支給額の推移

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
住居確保給付金	—	(2名) 237,000円	(101名) 18,904,900円
一時生活支援事業	—	—	(3名) 433,300円

※ ()内は対象人員

4 生活保護

(1) 生活保護制度

日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立するための援助を行う制度である。

国が、その困窮する程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

ア 生活保護の種類

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種類の扶助がある。

イ 保護の基準

令和 2 年度の標準 3 人世帯の生活扶助基準は次のとおりである。

標準 3 人世帯 (33 歳男、29 歳女、4 歳子)

区 分	令和 2 年度	備 考
3 級地-1	130,800 円	冬期加算除く、住宅扶助別途

ウ 保護の実施機関

郡部においては、県福祉事務所長が保護の決定及び実施に関する事務を行っている。

また、町村長は特に急迫した事由により放置することが適当でない状況にある要保護者に対し保護を行うとともに、要保護者の発見通報、保護申請書の受理、送付、保護金品の支給、要保護者の調査などを行っている。

福祉事務所には、ケースワーカーが配置され、被保護者の実際の援助に当たっている。

また、民生委員は協力機関として、要保護者の発見、生活状態の調査、意見の具申、被保護者の生活指導などを行っている。

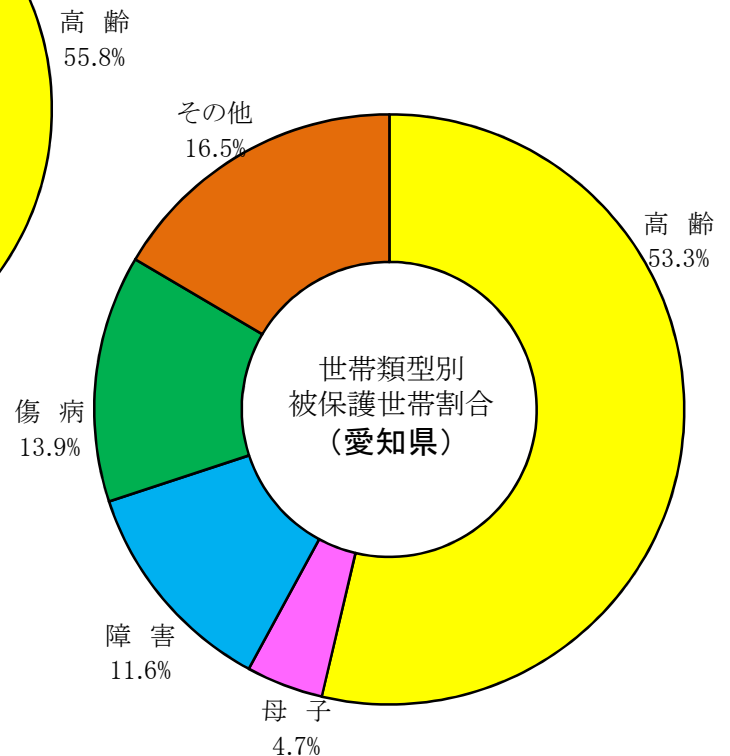
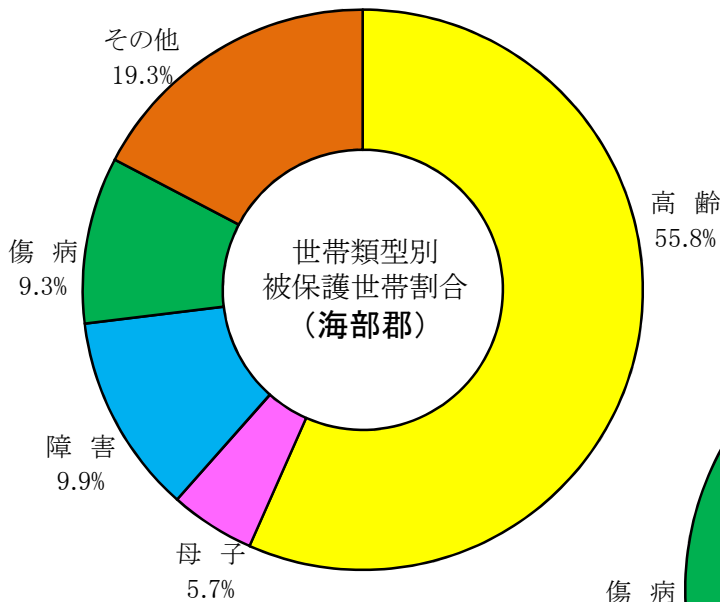
(2) 保護の状況

ア 世帯類型別被保護世帯数

(令和3年3月分月報)

	被保護世帯	被保護人員	保護率 (%)	世帯類型別				
				高齢	母子	障害	傷病	その他
大治町	235	300	0.93	136	11	22	28	38
蟹江町	229	313	0.84	126	12	32	17	42
飛島村	4	4	0.09	3	—	—	—	1
計	468	617	0.83	265	23	54	45	81
愛知県	61,990	76,737	1.02	33,050	2,597	7,424	8,340	10,160

- (注) 1 保護率(被保護人員/人口)算定に使用した人口は、県内統一により前年10月の人口を使用。
 2 愛知県は政令市及び中核市を含む。
 3 愛知県の世帯類型別世帯数には、停止中の被保護世帯を含まない。そのため、被保護世帯数帯数と合致しない。



- ・ 高齢世帯… 65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- ・ 母子世帯… 現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- ・ 傷病世帯… 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、世帯主が傷病のため働けない世帯
- ・ 障害世帯… 世帯主が、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない世帯
- ・ その他世帯… 上記のいずれにも該当しない世帯(失業等により生活困窮に至った世帯など。)

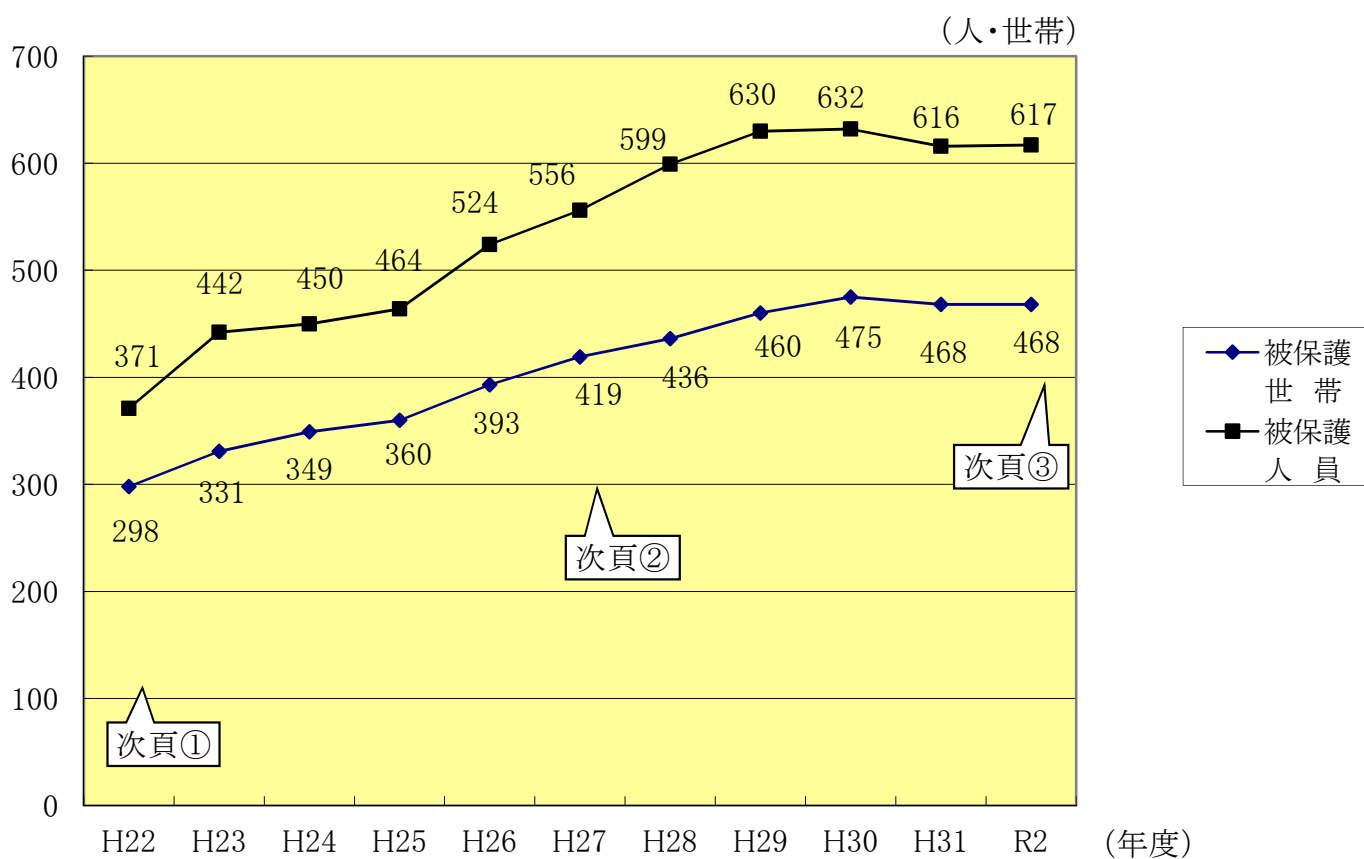
イ 被保護者数・世帯数の年次推移

年度	被保護世帯	被保護人員	保護率 (%)	世帯類型別				
				高齢	母子	障害	傷病	その他
H22	298	371	0.52	125	18	29	91	35
H23	331	442	0.62	145	18	31	104	29
H24	349	450	0.63	166	22	36	47	73
H25	360	464	0.65	175	27	39	41	75
H26	393	524	0.73	190	30	41	54	78
H27	419	556	0.77	213	23	44	59	80
H28	436	599	0.82	233	26	44	49	84
H29	460	630	0.86	251	29	49	47	84
H30	475	632	0.86	265	27	47	44	92
H31	468	616	0.83	276	24	54	39	75
R2	468	617	0.83	265	23	54	45	81

(注1) 大治町、蟹江町、飛島村分

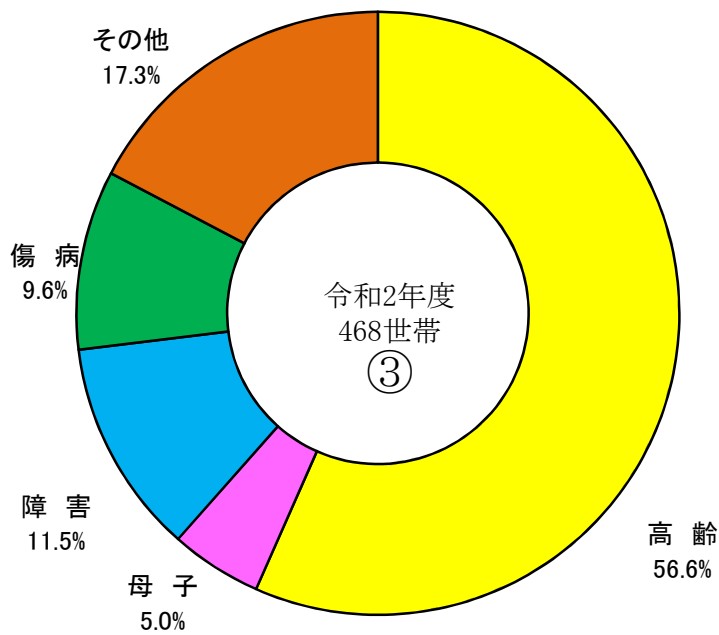
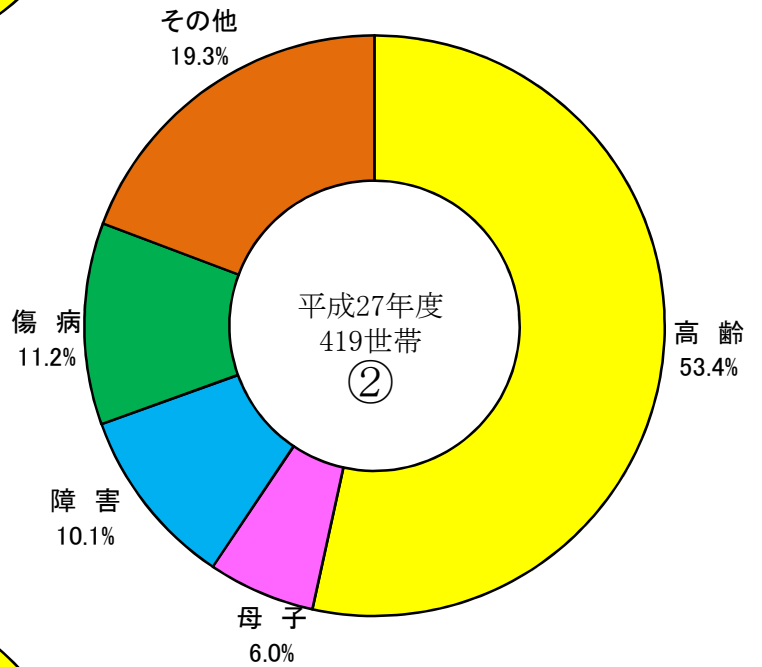
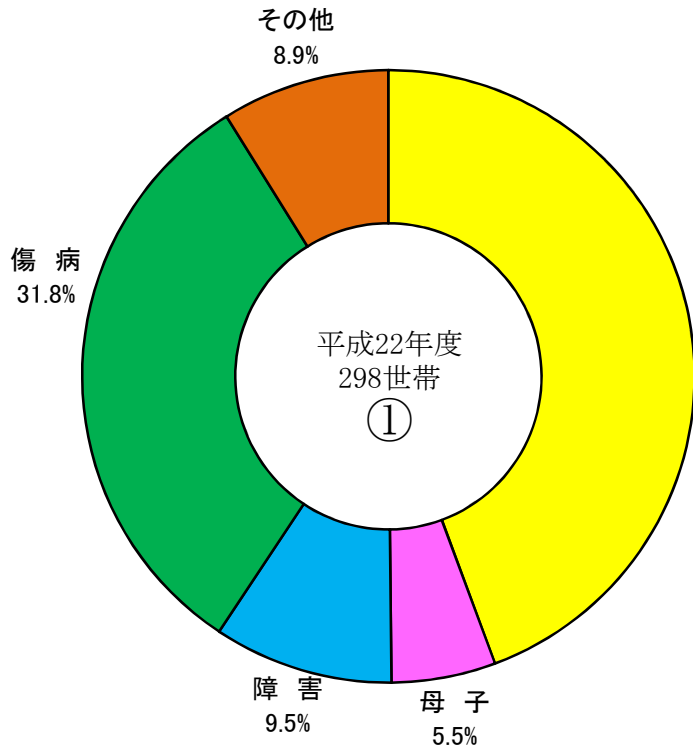
(注2) 世帯類型別世帯数には、停止中の被保護世帯を含まないため、被保護世帯数と合致しない。

被保護者数・世帯数の年次推移



各年度3月末の数値

世帯類型別被保護世帯数の変遷



ウ 保護費の状況(令和2年度)

(ア) 保護費扶助別支払状況

(単位：円)

区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
生活扶助	283,867,775	介護扶助※	463,818	保護施設事務費	9,162,836
住宅扶助	168,622,715	出産扶助	938,470	就労自立給付金	458,201
教育扶助	4,572,038	生業扶助	1,404,336	進学準備給付金	0
医療扶助※	5,534,674	葬祭扶助	5,404,243	合計	480,429,106

(注) 医療券・介護券による支払は除く。

(イ) 医療費の支払状況

(令和2年4月～令和3年3月支払分)

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額
入 院	505	333,378,698
入院外	6,405	127,837,135
歯 科	988	17,999,946
調 剤	4,877	70,788,098
訪問看護	90	14,652,130
合 計	12,865	564,656,007

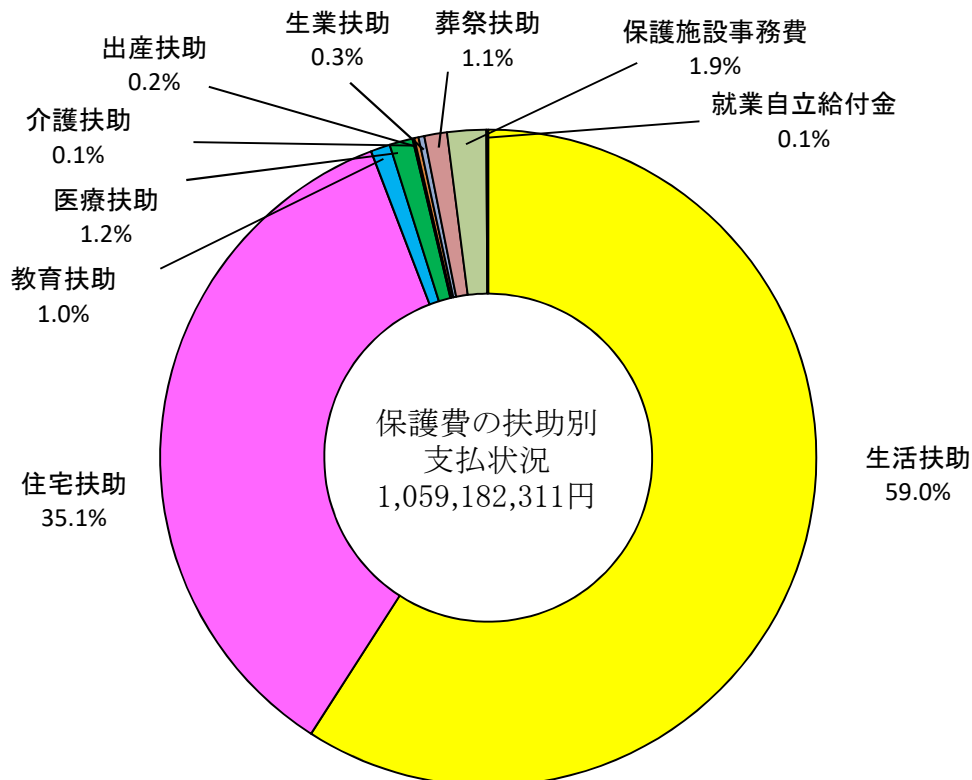
(ウ) 介護給付費の支払状況

(令和2年4月～令和3年3月支払分)

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額
介護給付費	2,483	13,324,765
総合事業費	336	772,433
計	2,819	14,097,198

(保護費の総支給額 (ア)+(イ)+(ウ)= 1,059,182,311円)



エ 施設入所による保護

生活保護法に基づく救護施設は、身体上又は精神上に著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて保護しているが、入所状況は次のとおりである。

(令和3年3月分月報)		(単位：人)
区 分	愛厚新生寮	愛厚明知寮
入所者数(定員)	- (120)	4 (60)

オ 住所不定者診療入院協力料支給費(平成30年度末廃止)

要保護者に対し、県単独事業による法外援護施策として次のとおり実施している。

(単位：件、円)		
区 分	件 数	金 額
平成25年度	4	14,400
平成26年度	3	13,200
平成27年度	2	7,200
平成28年度	0	—
平成29年度	0	—
平成30年度	0	—

※1件当たりの金額(単位：円)	
区 分	金 額
診察のみの場合	3,600
入院の場合	6,000
日用品費	2,200

5 高齢者福祉

我が国では、高齢化の進展に伴い要介護高齢者の増加や、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族を巡る状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして平成12年4月に介護保険制度が創設された。法施行5年目には制度が検証され、高齢者の尊厳の保持を明確にし、介護予防等を目的として制度が見直され、平成18年4月から本格実施されている。

県においては、令和3年3月に、総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため「第8期愛知県高齢者健康福祉計画」（計画期間：令和3年度から令和5年度までの3年間）を策定した。

この計画に基づき「高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現」を目指して、各施策を実施している。

(1) 介護保険制度

介護保険制度は、介護を必要とする人の介護を家族だけでなく社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的・一体的な介護サービスの提供が受けられる、負担と給付(介護サービス)の関係が明確な社会保険である。

この制度は、高齢者保健福祉施策の重要な柱として平成12年4月にスタートした。

保険者は、市町村及び特別区である。被保険者は市町村に住所を有する65歳以上の人(第1号被保険者)及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)である。

介護保険の保険給付(サービス)を受けるには、まず要介護等の認定を受ける必要があり、介護認定審査会での審査判定結果(要介護・要支援の認定)に基づき、申請者の介護の必要の程度や実情にあわせた各種のサービスが事業者から提供される。

ア 介護保険料

管内市町村の第1号被保険者の保険料(基準額)は下表のとおりであり、これに基づき負担能力に応じた所得別段階の定額保険料が賦課されている。

なお、第2号被保険者の保険料は、医療保険の保険料に上乗せされている。

第1号被保険者(65歳以上)の年度別月額保険料基準額 (単位:円)

市町村名	第6期	第7期	第8期
	平成27年度～平成29年度	平成30年度～令和2年度	令和3年度～令和5年度
津島市	5,300	5,600	5,600
愛西市	4,800	5,100	5,500
弥富市	4,760	5,540	6,050
あま市	4,700	5,200	5,400
大治町	4,900	5,200	5,700
蟹江町	5,100	5,500	5,700
飛島村	6,520	6,350	6,350

イ 被保険者数 (令和3年3月31日現在)(単位：人)

市町等名	第1号被保険者	第2号被保険者	計
津島市	18,059人	21,793人	39,852人
愛西市	19,416人	21,184人	40,600人
弥富市	11,444人	14,852人	26,296人
あま市	23,273人	30,430人	53,703人
大治町	6,878人	11,807人	18,685人
蟹江町	9,534人	13,041人	22,575人
飛島村	1,392人	1,438人	2,830人
計	89,996人	114,545人	204,541人

※ 第1号被保険者：65歳以上の者

第2号被保険者：40～64歳までの医療保険加入者（住民基本台帳上の人口で整理）

ウ 要介護（支援）認定者数 (令和3年3月31日現在)(単位：人)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
津島市	252人	531人	517人	664人	444人	374人	212人	2,994人
愛西市	419人	347人	652人	555人	421人	401人	255人	3,050人
弥富市	241人	338人	316人	347人	270人	209人	152人	1,873人
あま市	615人	665人	739人	710人	514人	446人	348人	4,037人
大治町	204人	207人	188人	197人	126人	136人	70人	1,128人
蟹江町	214人	228人	291人	303人	221人	168人	90人	1,515人
飛島村	10人	33人	42人	53人	37人	32人	11人	218人
計	1,955人	2,349人	2,745人	2,829人	2,033人	1,766人	1,138人	14,815人
構成比	13.2%	15.9%	18.5%	19.1%	13.7%	11.9%	7.7%	100.0%

エ 居宅(介護予防)サービス受給者数

サービス提供月 令和3年3月分 (単位：人、%)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
津島市	120人	297人	364人	482人	229人	141人	65人	1,698人
愛西市	156人	188人	491人	459人	228人	183人	107人	1,812人
弥富市	105人	199人	246人	295人	155人	85人	70人	1,155人
あま市	172人	291人	540人	545人	317人	204人	145人	2,214人
大治町	63人	101人	137人	148人	83人	53人	39人	624人
蟹江町	81人	140人	217人	235人	116人	69人	30人	888人
飛島村	3人	25人	27人	35人	14人	14人	3人	121人
計	700人	1,241人	2,022人	2,199人	1,142人	749人	459人	8,512人
構成比	8.2%	14.6%	23.8%	25.8%	13.4%	8.8%	5.4%	100.0%

オ 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

サービス提供月 令和3年3月分 (単位：人、%)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
津島市	0人	2人	42人	53人	26人	17人	10人	150人
愛西市	3人	3人	56人	58人	32人	25人	10人	187人
弥富市	0人	0人	43人	39人	35人	22人	22人	161人
あま市	3人	3人	138人	130人	52人	30人	16人	372人
大治町	0人	0人	31人	29人	11人	6人	2人	79人
蟹江町	0人	0人	12人	10人	31人	8人	9人	70人
飛島村	0人	0人	2人	4人	2人	2人	人	10人
計	6人	8人	324人	323人	189人	110人	69人	1,029人
構成比	0.6%	0.8%	31.5%	31.4%	18.4%	10.7%	6.6%	100.0%

カ 施設サービス受給者数

サービス提供月 令和3年3月分 (単位：人、%)

市町等名	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	計
津島市	275人	276人	0人	50人	601人
愛西市	310人	181人	0人	37人	528人
弥富市	195人	109人	0人	14人	318人
あま市	280人	261人	0人	59人	600人
大治町	71人	93人	1人	10人	175人
蟹江町	112人	109人	0人	9人	230人
飛島村	24人	39人	0人	1人	64人
計	1,267人	1,068人	1人	180人	2,516人
構成比	50.4%	42.4%	0.0%	7.2%	100.0%

※介護療養型医療施設については、従前において廃止(転換)期限が平成23年度末であったが改正介護保険法に基づき令和5年度末まで延長されることとなった。

キ サービスの提供事業者

管内のサービス種別ごとの指定事業者数は次のとおりである。（*医療みなしを除く）

《居宅サービス》

令和3年6月1日現在

	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
訪問介護	19	14	5	20	5	6	1	70
訪問入浴介護	1	1	1	0	0	0	0	3
訪問看護*	5	3	6	8	1	1	0	24
訪問リハビリテーション*	1	0	3	0	0	1	0	5
居宅療養管理指導*	1	0	0	1	0	0	0	2
通所介護	18	14	9	15	3	8	1	68
通所リハビリテーション*	4	0	5	1	1	2	1	14
短期入所生活介護	5	5	3	4	0	2	1	20
短期入所療養介護	6	1	2	1	1	2	0	13
特定施設入居者生活介護	2	4	2	0	1	1	0	10
福祉用具貸与	3	1	1	6	2	0	0	13
特定福祉用具販売	3	1	1	7	17	0	0	29
住宅改修	45	22	20	8	2	1	0	98
居宅介護支援	18	16	9	27	8	10	1	89

※注意 特定福祉用具販売については、受領委任払い取扱業者を示す。

《施設サービス》

令和3年6月1日現在

	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
介護老人福祉施設	3	4	3	2	1	1	1	15
介護老人保健施設	6	1	1	1	1	2	1	13
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	2	0	0	0	0	0	0	2

※注意 介護療養型医療施設については、病棟数を示す。

《地域密着型サービス》

令和3年6月1日現在

	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	1	0	0	0	1
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	5	5	2	13	4	1	0	30
認知症対応型通所介護	0	0	2	0	0	0	0	2
小規模多機能型居宅介護	1	2	0	1	0	0	0	4
認知症対応型共同生活介護	4	3	5	8	1	2	1	24
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	1	0	0	1	0	2
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0

《介護予防サービス》

令和3年6月1日現在

	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
介護予防訪問入浴介護	1	1	1	0	0	0	0	3
介護予防訪問看護*	5	3	6	7	1	1	0	23
介護予防訪問リハビリテーション*	1	0	3	0	0	1	0	5
介護予防居宅療養管理指導*	1	0	0	1	0	0	0	2
介護予防通所リハビリテーション*	4	0	5	1	1	2	1	14
介護予防短期入所生活介護	5	5	3	4	0	2	1	20
介護予防短期入所療養介護	6	1	2	1	1	2	1	14
介護予防特定施設入居者生活介護	2	4	2	0	0	1	0	9
介護予防福祉用具貸与	3	1	1	6	2	0	0	13
介護予防特定福祉用具販売	3	1	1	7	17	0	0	29
介護予防住宅改修	45	22	20	8	2	1	0	98
介護予防支援	3	4	1	2	1	2	1	14

《地域密着型介護予防サービス》

令和3年6月1日現在

	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	2	0	0	0	1	3
介護予防小規模多機能型居宅介護	1	2	0	1	0	0	0	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	4	3	5	8	1	2	0	23

(2) 地域支援事業

市町村は、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業を行っている。地域支援事業には、全市町村が行う必須事業として介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業があり、各市町村の判断により行われる任意事業がある。

ア 地域支援事業

必須事業	日常生活支援 介護予防・ 総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等が要介護状態等となることを予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止し、自立した日常生活を送るための支援を行う事業		
		一般介護予防事業	全ての高齢者の通いの場を充実させ、繋がりを通じた地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できるよう支援を行う事業		
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	第1号介護予防支援事業	要支援者等の介護予防・日常生活を支援するため、市町村及び民間の生活支援サービスから、その者の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行う事業	
			総合相談支援業務	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる等の支援を行う業務	
			権利擁護業務	地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者の権利擁護のために、必要な支援を行う業務	
			包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等、多職種相互の連携・協働の体制づくりや各介護支援専門員に対する支援等を行う業務	
		社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療機関と介護事業所等の連携を推進する事業
				生活支援体制整備事業	市町村が中心となって、NPO・民間企業・ボランティア等と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る事業
			認知症総合支援事業	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意志が尊重されるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する事業
	認知症地域支援・ケア向上事業	認知証の容態の変化に対応できるよう、地域の支援機関の連携を図るための支援を行い、認知症地域支援推進員を中心とした医療・介護の連携強化による支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る事業			
			地域ケア会議推進事業	包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のため、個別ケースから地域課題の解決の検討までを一体的に取り組む事業	
	任意事業	介護給付等費用適正化事業		不要な介護サービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や必要な情報の提供等により、介護給付及び予防給付に要する費用の適正化を図る事業	
		家族介護支援事業	介護教室の開催	適切な介護知識・技術や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室の開催等により、要介護者の状態の維持・改善を図る事業	
			認知症高齢者見守り事業	徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用や、ボランティア等による認知症高齢者の見守りのための訪問等を行う事業	
家族介護継続支援事業			介護者に対するヘルスチェックや健康相談による疾病予防・病気の早期発見、介護者相互の交流会等の開催、介護サービスを受けていない中重度の要介護者家族を慰労する事業		

任意事業	その他の事業	成年後見制度利用支援事業	市町村申立てに係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う事業
		福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供の実施、住宅改修費の支給申請に必要な書類の作成とその経費の助成等を行う事業
		認知症対応型共同生活介護事業の家賃等助成事業	要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃、食料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象とした助成事業
		認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター及びその養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成する事業
		重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	入院前から重度ALS患者を支援している者が、当該患者の負担により、入院中に付き添いながらコミュニケーションに係る支援を行う事業
		地域自立生活支援事業	高齢者の安心な住まいの確保、高齢者のいる世帯の家庭内事故等の通報に随時対応するための体制整備など、高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業
		高齢者地域見守り協力の協定締結事業	高齢者を地域で見守る体制を構築するため、新聞販売店やスーパー、ドラッグストア・薬局、銀行、電気・水道・ガス事業者等と協定を締結する事業
		介護者のつどい事業	介護に携わっている家族等が気軽に参加し、介護者同士の交流や情報交換を行う事業（誰でも参加自由、自主運営を目指す）

イ 市町村別地域支援事業（任意事業）実施状況（令和3年度）

区分		津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	
介護	介護給付等費用適正化事業	○	○	○	○	○	○	○	
	家族介護	介護教室の開催	○			○			
		認知症高齢者見守り事業	○	○		○	○		
その他の事業	家族介護継続支援事業	○	○	○	○		○	○	
	成年後見制度利用支援事業	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉用具・住宅改修支援事業	○	○	○	○	○	○		
	認知症対応型共同生活介護事業の家賃等助成事業								
	認知症サポーター等養成事業	○	○		○	○	○	○	
	重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
	地域自立生活支援事業	○							
高齢者地域見守り協力の協定締結事業	○	○		○	○				

(参考)

管内の老人クラブの状況（令和3年3月31日現在）

(単位：か所、人)

	計	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村
クラブ数	445	58	110	65	131	18	50	13
会員数	22,005	2,850	5,741	3,722	5,257	829	2,690	916

6 児童福祉

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）は、戦後間もなく制定されたが、近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下、児童虐待の増加など児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

中でも、我が国では、急速な少子化による人口減少社会の到来とともに、少子社会への対応として「子育て支援」が喫緊の課題となっている。国においては、平成 15 年の次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の制定、平成 16 年 6 月の「少子化社会対策大綱」や同 12 月の「子ども・子育て応援プラン」などにより、地域の子育て支援に取り組んできた。

平成 22 年 1 月には、「子ども・子育てビジョン」が策定され、子どもが主人公として位置付けられ、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと考え方が転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指すこととしている。

本県においても、平成 17 年 3 月には、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「あいち 子育て・子育て応援プラン（愛知県次世代育成支援対策行動計画）」を策定した。

また、平成 19 年 3 月には、少子化対策を一層推進するために、「愛知県少子化対策推進条例」を制定し、この条例の趣旨に則り、各種の取組みを推進するため、平成 19 年 11 月には「あいち子育て応援宣言」を採択するとともに、平成 21 年 3 月から毎月 19 日を「子育て応援の日（はぐみんデー）」とする県民運動を推進している。

平成 22 年 3 月には、「あいち はぐみんプラン」（第二次愛知県少子化対策推進基本計画）を、さらに、平成 27 年 3 月には「あいち はぐみんプラン 2015 - 2019」、令和 2 年 3 月には「あいち はぐみんプラン 2020 - 2024」を策定し、「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を基本目標として中長期的な視野に立った子ども・子育て支援施策を推進していくこととしている。

(1) 保 育 所

保育所は、親の就労や疾病等の理由により、家庭で保育することができない就学前の子どもを預かる施設である。預かる子どもの年齢（月齢）や実施しているサービスは、各保育所で異なるが、核家族化の進行、女性の就労の増加、保護者の就労形態の多様化や養育意識の変化などによるニーズの多様化に対応するため、通常の保育に加え次のような「特別保育」を実施している保育所もある。

なお、保育所については、国の定めた基準（広さ・設備・保育内容・職員の数など）を満たしているかどうかで「認可保育所」と「無認可保育所」に分類される。

大きな違いとしては、「保育料」と「時間」がある。「認可保育所」が世帯収入で保育料が決定されるのに対し、「無認可保育所」では世帯収入に関係なく料金は一律である。

「認可保育所」は、8 時間が基本であり、延長も 19 時位までであるのに対し、「無認可保育所」では、夜間保育などを実施しているところもある。

「無認可保育所」には、企業内保育園（事業所内保育施設）や駅型保育園、ベビーホテルなどがある。

主 な 特 別 保 育

区 分	内 容
延長保育	通常の保育時間の前後に延長して子どもを預かる。
休日保育	日曜日や祝日においても保護者が就労している場合、休日も子どもを預かる。
一時保育	保護者の疾病・入院、事故や保育疲れの場合、一時的に子どもを預かる。
特定保育	保護者のいずれもが就労等により一定程度の日時(1か月当たり64時間以上)保育できず、かつ同居の親族等も保育できない場合、子どもを預かる。

保 育 所 の 現 況(令和3年4月1日現在)

(単位：か所、人)

区 分	公 立			私 立			入所人員年齢層						
	施設数	定員	人員数	施設数	定員	人員数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
津島市	2 (1)	225 (115)	116 (62)	1	50	43	8 (4)	19 (6)	34 (12)	26 (8)	31 (12)	41 (20)	159 (62)
愛西市	4 (1)	445 (100)	293 (84)	5	945	709	23 (1)	123 (14)	185 (21)	203 (17)	241 (18)	227 (13)	1,002 (84)
弥富市	9	1,440	915	-	-	-	18	113	144	215	215	210	915
あま市	9	1,340	1,194	-	-	-	31	171	199	261	273	259	1,194
大治町	-	-	-	4	682	596	20	82	111	119	124	140	596
蟹江町	6	670	525	2	60	57	14	95	121	122	113	117	582
飛島村	1	90	48	-	-	-	2	4	12	9	4	17	48
計	31 (2)	4,210 (215)	3,091 (146)	12	1,737	1,405	116 (5)	607 (20)	806 (33)	955 (25)	1,001 (30)	1,011 (33)	4,496 (146)

(注) 「公立」の中には、公設民営保育所及び公立幼保連携型認定こども園を含む。

公設民営保育所及び公立幼保連携型認定こども園は、()の中に内数で記載。

(2) 児童厚生施設

児童館等、概ね3歳以上の幼児及び小学校低学年児童若しくは昼間保護者のいない家庭等で指導を必要とする児童に対して、健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、次の機能を備えた施設である。

- ア 健全な遊びを通じて児童の集団及び個別指導、並びに中学生高校生の年長児童の自主的な活動支援
- イ 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成及び指導者の養成
- ウ 子育てに対する相談に応じる等
- エ その他地域における児童健全育成に必要な活動

(参考) 管内の子ども会の状況(令和3年4月1日現在)

(単位：か所、人)

	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	計
クラブ数		61		16	11	45	8	
会員数		1,365		782	386	1,440	331	

※ 津島市及び弥富市は、市では管理していないため数値を把握できない。

(3) 家庭児童相談室

家庭における児童の福祉の向上を図る施策の一つとして、「家庭児童相談室」が設置されており、現在3町村を1名の家庭相談員が担当している。

家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成上極めて重要であるので、養育上の諸問題の相談に応じ、専門的な相談・助言を行っている。電話や来所での相談、重点的に指導を要する児童の家庭については訪問して相談・助言等を行っている。

専門的な判断が必要なケースは児童・障害者相談センターと連携し適切に処遇している。

この他には、町村が実施している1歳半健診等の事後教室、母子通園や親の会などの援助、障害児等療育支援事業の協力等をしながら、地域のニーズに合わせたより細やかな家族支援を行っている。

家庭児童相談室における相談状況（令和2年度）

（単位：件）

区 分	性生 活 習 慣 格等	知 能 ・ 言 語	学校生活等			非 行	家族関係		環 境 福 祉	障 害	そ の 他	計
			人 間 関 係	不 登 校	そ の 他		虐 待	そ の 他				
個 別 相 談	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2
グ ル ー プ 相 談	健診事後教室	—	90	—	—	—	—	—	—	—	—	90
	親の会	—	—	—	—	—	—	—	—	81	—	81
	障害児母子療育	—	98	—	—	—	—	—	—	28	—	126
巡 回 療 育 相 談	—	57	—	—	—	—	—	1	1	34	—	93
関係機関との連絡 他	—	—	—	—	—	—	12	—	2	—	—	14
計	—	245	—	—	—	—	12	1	5	143	—	406
構成比（%）	—	60.4	—	—	—	—	3.0	0.2	1.2	35.2	—	100

家庭児童相談室における年度別相談状況

（単位：件）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
障 害	173	190	238	183	143
虐 待	14	22	11	12	12
上記以外	580	404	447	353	251
計	767	616	696	548	406

7 ひとり親家庭への支援

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉については、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、母子家庭等の生活の安定と向上を図るため、母子・父子自立支援員による各種の相談機能を強化し、就業支援に主眼を置いた総合的な支援の推進を図っている。

(1) 母子家庭等に対する相談支援体制

母子・父子自立支援員(1名)

母子家庭等に対する総合的な窓口として、生活全般にわたる問題の解決に必要なかつ適切な指導・助言及び情報提供を行うなど、母子家庭等の自立の促進を図る。

母子・父子自立支援員相談指導状況(令和2年度)

事 項 別		延件数	構成比	事 項 別		延件数	構成比	
生 活 一 般	住宅	—	%	経 済 的 支 援 ・ 生 活 援 護	母子福祉資金	貸付	53	
	医療・健康	1				償還	40	
	家庭紛争	5			父子福祉資金	貸付	—	
	就労	39				償還	—	
	結婚	—			寡婦福祉資金	貸付	—	
	養育費	—				償還	—	
	借金	—			公的年金	—		
	その他	64			児童扶養手当	4		
					生活保護	1		
					税	—		
小 計	109	51.4	その他	1				
児 童	養育	—	%	そ の 他	小 計		98	46.2
	教育	3			売店設置(法第25条)	—		
	非行	—			たばこ販売(法第26条)	—		
	就職	—			母子世帯向公営住宅(法第27条)	—		
	その他	2			母子福祉施設の利用	—		
					母子生活支援施設(児童福祉法第38条)	—		
	小 計	5			2.4	小 計	0	0
				合 計		212	100	

(2) 母子・父子家庭自立支援対策事業

母子・父子家庭自立支援給付金（実施主体 県・市）

（令和3年4月1日現在）

自立支援教育訓練給付金	対象講座	ア 雇用保険制度の「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」の指定教育訓練講座 イ 雇用保険制度の「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座
	支給額	ア 受講料の6割相当額 （上限20万円・下限1万2千1円） イ 受講料の6割相当額 （上限20万円×修業年数 最大80万円・ 下限1万2千1円） ※雇用保険制度から「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の支給を受ける場合は、当該給付金の額を差し引いた額
高等職業訓練促進給付金	支給期間	看護師等の養成機関で修業する期間（上限4年） ※対象資格によっては、4年制の修学であっても4年間の支給が認められない場合がある。
	支給額	市町村民税非課税世帯 月額100,000円 市町村民税課税世帯 月額70,500円 ※修学期間の最後の12ヵ月は40,000円増額
高等職業訓練修了支援給付金	支給額	市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税課税世帯 25,000円
高卒認定試験合格支援給付金	支給額	ア 高卒認定試験対策講座修了時 対象講座の受講料の4割相当額 （上限10万円、下限4千1円） イ 高卒認定試験合格時 対象講座の受講料の2割相当額 （アとの合計で上限15万円）

母子・父子家庭自立支援給付金支給実績

給付金名		平成30年度	平成31年度	令和2年度
自立支援教育訓練給付金	支給人員（人）	3	2	—
	支給金額（円）	150,026	82,508	—
高等職業訓練促進給付金	支給人員（人）	1	—	—
	支給金額（円）	846,000	—	—
高等職業訓練修了支援給付金	支給人員（人）	1	—	—
	支給金額（円）	25,000	—	—
高卒認定試験合格支援給付金	支給人員（人）	—	—	—
	支給金額（円）	—	—	—

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(目的)

母子家庭等の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付を行う。

(貸付対象者)

母子福祉資金……配偶者のない女子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者又はその扶養している児童等

父子福祉資金……配偶者のない男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者又はその扶養している児童等

寡婦福祉資金……配偶者のない女子で、児童が 20 歳に達したことなどにより、母子福祉資金を借りることができない者又はその扶養している子等

母子父子寡婦福祉資金年貸付状況

資金名		平成 31 年度		令和 2 年度	
		決定状況	貸付支払状況	決定状況	貸付支払状況
事業開始資金	件数 (件)	—	—	—	—
	金額 (円)	—	—	—	—
生活資金	件数 (件)	—	—	—	—
	金額 (円)	—	—	—	—
修学資金	件数 (件)	—	4	1	4
	金額 (円)	—	2,796,000	2,100,000	2,190,000
就学支度資金	件数 (件)	—	—	—	—
	金額 (円)	—	—	—	—
修業資金	件数 (件)	—	—	—	—
	金額 (円)	—	—	—	—
合計	件数 (件)	—	4	1	4
	金額 (円)	—	2,796,000	2,100,000	2,190,000

(4) 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を監護又は養育している者に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

対象児童は18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）又は20歳未満で政令で定める程度の障害を有する者であり、父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が政令で定める程度の障害を有する児童、父又は母に1年以上遺棄されている児童、父又は母が1年以上拘禁されている児童等を監護又は養育している者に支給される（父子家庭は、平成22年8月から対象）。

なお、受給資格者が公的年金を受けられることができるとき、その年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当が支給されるが、児童が児童福祉施設等に入所又は里親に委託されているときなどは、支給されない。

区 分	手当額(月額)	
	全 部 支 給 者	一部支給停止者
児 童 1 人 の 場 合	43,160 円	43,150 円～10,180 円
児 童 2 人 の 場 合	53,350 円	53,330 円～15,280 円
児 童 3 人 以 上 の 場 合 (児童1人増すごとに)	6,100 円～3,060 円加算	

○所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者本人及び扶養義務者等の前年の所得（1月から10月までの手当については前々年の所得）が政令で定める額以上のときは、手当の全部又は一部が支給されない。

区 分		所得の限度額（政令で定める額）			
		0 人	1 人	2 人	3 人
受 給 資 格 者	全部支給	490,000 円	870,000 円	1,250,000 円	1,630,000 円
	一部支給	1,920,000 円	2,300,000 円	2,680,000 円	3,060,000 円
扶養義務者等		2,360,000 円	2,740,000 円	3,120,000 円	3,500,000 円

(注1) 受給資格者、扶養義務者等とも扶養親族等の数が4人以上の場合は、扶養親族等の数が1人増すごとに380,000円加算。

(注2) 受給資格者本人所得で、70歳以上の同一生計配偶者、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族又は老人扶養親族があるときは、上記金額に70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円を、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族は15万円を加算した額。

(注3) 扶養義務者等所得で、老人扶養親族があるときは、上記額に老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族以外に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額。

○支給時期 年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）

管内児童扶養手当受給者の状況（令和3年3月31日現在）（単位：人）

区 分	大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数	255	172	10	437
児童数	—	—	—	653

※ 全部支給停止者を除く。

（5） 遺児手当

父母が婚姻を解消、両親又は片親がいない状態（父又は母が死亡、1年以上遺棄、1年以上拘禁、1年以上行方不明）若しくは父又は母が重度の障害等の状態にある家庭の児童で、県内に住所があり、18歳以下（18歳に到達した年度の末日まで）の者を監護又は養育している者に支給することにより、児童の健全育成と福祉の増進を図ることを目的としている。

○手当額(月額) 児童1人につき、

1～3年目 4,350円

4～5年目 2,175円

6年目以降 0円

○所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得（1月から10月までの手当については前々年の所得）が規則で定める額以上である場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部を支給停止する。

所得の限度額（規則で定める額）（令和3年4月1日現在）

区 分	0人	1人	2人	3人
受給資格者	1,920,000円	2,300,000円	2,680,000円	3,060,000円
扶養義務者等	2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円

（注1）受給資格者、扶養義務者等とも扶養親族等の数が4人以上の場合は、扶養親族等が1人増すごとに380,000円加算。

（注2）受給資格者本人所得で、70歳以上の同一生計配偶者、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族又は老人扶養親族があるときは、上記額に70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円を、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族は15万円を加算した額。

（注3）扶養義務者等所得で、老人扶養親族があるときは、上記額に老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族以外に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額。

○支給時期 年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）

管内遺児手当の支給状況（令和3年3月31日現在）（単位：人）

区 分	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数	224	172	117	337	148	80	6	1,084
児童数	338	273	190	533	230	117	10	1,691

※ 支給停止者を含む。

8 女性の保護更生等

女性の保護については、売春防止法(昭和31年法律第118号)が制定されたことにより、売春を助長する行為を処罰するとともに、要保護女子に対して保護更生の措置を講ずることとしている。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が平成14年4月1日から全面的に施行され、配偶者の暴力相談及び被害者の保護・支援に関する措置が講じられることとなった。

当センターには「女性相談センター海部駐在室」を設置し、女性相談員2人で、津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡3町村(大治町、蟹江町及び飛島村)を管轄している。

海部駐在室は、要保護女子の早期発見のため、日常生活を営む上で、何らかの問題を有する女子について広く相談に応じ、その上で適切な援助、機関の紹介などに努めるとともに、配偶者暴力防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての役割も担っている。

女性相談センター海部駐在室における相談状況(令和2年度)

人間関係		経済関係		その他		
夫等	夫等の暴力	62人	生活困窮	—人	住宅問題	1人
	酒乱・薬物中毒	—	借金・サラ金	—	帰住先なし	—
	離婚問題	14	求職	—	不純異性交遊	—
	その他	—	その他	3	売春強要	—
子ども	子どもの暴力	—	小計	3	ヒモ暴力団関係	—
	養育不能	—	構成比(2.9%)		5条関係(勧誘等)	—
	その他	—			ストーカー	—
親族	親の暴力	2	医療関係		その他	—
	その他の親族の暴力	6	病気	—人	小計	1
	その他	—	精神的問題	14	構成比(1.0%)	
交際相手	生活の本拠共の交際相手(含元)の暴力	—	妊娠・出産	—		
	交際相手の暴力	—	その他	—		
	同性間の交際相手の暴力	—	小計	14		
	その他	—	構成比(13.6%)			
家庭不和	1					
その他の者の暴力	—					
男女問題	—					
その他	—					
小計	85					
構成比(82.5%)						
合計		103人(うち一時保護0人) 指導延件数 190件				

(注) 毎月の相談状況を合算したもの(面接相談のみ)

DV被害者相談数等(平成31年度)

面接相談	被害者本人	相談延べ件数
	62人	120件

○被害者数の内訳

65歳未満	57人
65歳以上	5人

(注1) 被害者数のうち外国人の人数は、2人

(注2) 毎月の相談状況を合算したもの

電話相談	被害者本人	本人以外
	12件	1件

(注) DV以外の悩み事の電話相談は、78件

9 障害者福祉

(1) 障害保健福祉施策

障害者施策は、平成 5 年 12 月に改正施行された「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」に掲げられたとおり、すべての障害者が社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる機会が与えられるように、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者の「完全参加と平等」の実現に向けて推進されている。

平成 25 年 4 月には、介護給付等のサービス提供の一元化と障害者の日常生活や自立を総合的に支援するため、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(略称 障害者総合支援法)とするとともに、一部法改正し施行されている。

平成 28 年 4 月からは、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号)(略称 障害者差別解消法)が施行された。

さらに、平成 28 年 6 月の児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられた。令和 3 年 3 月には「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」(計画期間：6 か年 ただし障害福祉計画(障害児福祉計画)に該当する部分は国の障害福祉計画策定に係る基本指針に即して、2021 年度～2023 年度(3 か年)とする)を策定した。障害者の自立に向けた福祉施設入所等からの地域生活への移行や福祉施設からの一般就労などに加え、障害児支援の提供体制の整備に関する成果目標を定める等、各種施策を実施することとしている。

(2) 障害福祉サービス

ア 福祉サービス

区 分		内 容
介 護	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の障害で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供、移動の援護等外出支援を行う。
給 付	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	障害者支援施設での夜間 ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

区 分	内 容	
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問等により日常生活における課題を把握し必要な支援を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 (A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対するための支援を行う。

イ 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活ができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施している。

市町村又は都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、地方自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行う。

区 分	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるため、地域の住民に対して研修や啓発を行う事業。
自発的活動支援事業	障害のある人や家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業。
相談支援事業	障害のある人、その保護者等からの相談に応じ、情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う事業。
成年後見制度 利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人に費用の助成をする事業。
成年後見制度 法人後見支援事業	実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚等の障害により意思疎通に支障がある人に対し、手話通訳や要約筆記者の派遣等の支援を行う事業。
日常生活用具給付 等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業。
手話奉仕員養成研修 事業	手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う事業。
地域活動支援センター 機能強化事業	障害のある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う事業。 例：福祉ホーム、訪問入浴サービス、日中一時支援等

(3) 手帳の交付状況

ア 身体障害者手帳

(令和3年3月31日現在) (単位:人)

	18歳未満							18歳以上							合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
津島市	10	6	7	3	1	3	30	560	277	460	471	116	106	1,990	2,020
愛西市	6	3	9	3	1	4	26	649	327	461	570	133	125	2,265	2,291
弥富市	5	6	5	3	2	3	24	385	175	287	327	79	71	1,324	1,348
あま市	24	18	21	5	1	7	76	754	390	574	568	142	140	2,568	2,644
大治町	9	3	4	1	0	1	18	247	114	170	161	41	28	761	779
蟹江町	10	2	7	2	0	3	24	324	136	243	255	47	52	1,057	1,081
飛島村	1	0	0	0	0	0	1	49	24	32	43	12	4	164	165
計	65	38	53	17	5	21	199	2,968	1,443	2,227	2,395	570	526	10,129	10,328

(令和3年3月31日現在) (単位:人)

	視覚障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		計		合計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
津島市	0	114	8	158	0	27	19	959	3	732	30	1,990	2,020
愛西市	2	124	6	180	0	22	12	1,132	6	807	26	2,265	2,291
弥富市	0	75	3	92	0	17	15	648	6	492	24	1,324	1,348
あま市	0	139	13	187	0	35	41	1,330	22	877	76	2,568	2,644
大治町	1	31	1	43	0	8	10	394	6	285	18	761	779
蟹江町	0	48	4	62	0	8	16	520	4	419	24	1,057	1,081
飛島村	0	11	0	8	0	2	1	89	0	54	1	164	165
計	3	542	35	730	0	119	114	5,072	47	3,666	199	10,129	10,328

イ 療育手帳

(令和3年4月1日現在) (単位:人)

区分	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	計
軽度	184	139	113	252	86	90	8	872
中度	127	180	103	165	64	71	11	721
重度	199	220	136	250	70	104	12	991
計	510	539	352	667	220	265	31	2,584

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(令和3年4月1日現在) (単位:人)

等級	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	計
1級	107	97	65	157	35	53	4	518
2級	452	457	288	682	192	251	24	2,346
3級	145	170	103	190	64	73	6	751
計	704	724	456	1,029	291	377	34	3,615

(4) 手当等福祉施策

ア 特別障害者手当

20 歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者に支給される。

○手当額（月額） 27,350 円（令和 3 年 4 月 1 日現在）

○所得制限

支給要件に該当する者であっても、受給資格者の前年の所得（1 月から 7 月までの手当については前々年の所得）が政令で定める額を超えるとき、若しくは受給資格者の配偶者又は扶養義務者の前年の所得（1 月から 7 月までの手当については前々年の所得）が政令で定める額以上であるときは、支給されない。

所得制限額（政令で定める額） （令和 3 年 4 月 1 日現在）

区分	扶養親族数			
	0 人	1 人	2 人	3 人
受給資格者本人	3,604,000 円	3,984,000 円	4,364,000 円	4,744,000 円
扶養義務者等	6,287,000 円	6,536,000 円	6,749,000 円	6,962,000 円

注 1 扶養親族の数が 4 人以上の場合は、受給資格者は扶養親族の数が 1 人増すごとに 380,000 円加算、扶養義務者は扶養親族の数が 1 人増すごとに 213,000 円加算。

注 2 受給資格者本人所得で、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 100,000 円を、19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族又は 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族があるときは、19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族又は 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 1 人につき 250,000 円を加算した額。

注 3 扶養義務者等所得で、老人扶養親族があるときは、老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族以外に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき）6 万円を加算した額。

○支給時期 年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）

管内特別障害者手当の支給状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区 分		大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数		31	28	1	60
種 別	A 種	7	3	0	10
	B 又は C 種	24	25	1	50

イ 障害児福祉手当

20 歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給される。

○手当額（月額） 14,880 円（令和 3 年 4 月 1 日現在）

○所得制限及び支給時期 特別障害者手当と同じ

管内障害児福祉手当の支給状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区 分		大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数		14	15	3	32
種 別	A 種	6	6	0	12
	B 又は C 種	8	9	3	20

ウ 経過的福祉手当

20 歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも受給していない在宅の者（障害程度は障害児福祉手当と同じ）に支給される。

○手当額（月額） 14,880 円（令和 3 年 4 月 1 日現在）

○所得制限及び支給時期 特別障害者手当、障害児福祉手当と同じ

管内福祉手当の支給状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区 分		大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数		0	2	0	2
種 別	A 種	0	0	0	0
	B 又は C 種	0	2	0	2

エ 国の手当に対する加算

特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の受給者のうち A 種又は B 種に該当する者に対しては、県の手当が加算して支給される。

加算額（月額）

区 分	内 容	金 額
A 種 身体障害 1～2 級かつ IQ35 以下の合併	・ 特別障害者手当	6,850 円
	・ 障害児福祉手当及び経過的福祉手当	6,900 円
B 種 身体障害 1～2 級又は IQ35 以下	・ 特別障害者手当	1,050 円
	・ 障害児福祉手当及び経過的福祉手当	1,150 円

オ 特別児童扶養手当

家庭において、精神又は身体に障害のある 20 歳未満の児童を監護又は養育する者に手当を支給することにより、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としている。

○障害程度

1 級 IQ35 以下程度又は身体障害 1～2 級程度の者

2 級 IQ50 以下程度又は身体障害 3 級（4 級の一部を含む。）程度の者

○手当額（月額）（令和 3 年 4 月 1 日現在）

1 級 52,500 円、2 級 34,970 円

○所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者本人及び扶養義務者等の前年の所得（1 月から 7 月までの手当については前々年の所得）が政令で定める額以上のときは、手当は支給されない。

所得制限額（政令で定める額）

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区分	扶養親族数			
	0 人	1 人	2 人	3 人
受給資格者本人	4,596,000 円	4,976,000 円	5,356,000 円	5,736,000 円
扶 養 義 務 者 等	6,287,000 円	6,536,000 円	6,749,000 円	6,962,000 円

注 1 扶養親族等の数が 4 人以上の場合は、扶養親族等が 1 人増すごとに、受給資格者本人については 380,000 円、扶養義務者等については 213,000 円加算。

注2 受給資格者本人所得で、70歳以上の同一生計配偶者、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族又は老人扶養親族があるときは、上記額に70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円を、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族は25万円を加算した額。

注3 扶養義務者等所得で、老人扶養親族があるときは、上記額に老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族以外に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額。

○支給時期 年3回（4月、8月、11月）

管内特別児童扶養手当の支給状況（令和3年4月1日現在）（単位：人）

区 分	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計
受給者数	89	81	62	216	56	57	9	570
児童数（1級）	46	32	27	59	21	23	4	212
児童数（2級）	52	58	38	179	36	38	5	406

※支給停止者を除く。

カ 在宅重度障害者手当

在宅の重度障害者に、重度の障害ゆえに生ずる負担軽減の一助になるよう県単独の制度により支給される。

ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の受給者には支給されない。

区 分	対 象 者
1種重度障害者	・ 1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつIQ35以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者
2種重度障害者	・ 1級又は2級の身体障害者手帳を有する者 ・ IQ35以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ・ 3級の身体障害者手帳を有し、かつIQ50以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ※65歳以上になってから新たに障害者となった者を除く。

○手当額（月額）（令和3年4月1日現在）

1種重度障害者 15,500円 2種重度障害者 6,750円

○所得制限 支給対象者であっても、「受給資格者の前年の所得（1月から7月までの手当については前々年の所得）が、3,604,000円以上であるとき」若しくは「配偶者等扶養義務者の前年の所得（1月から7月までの手当については前々年の所得）が、6,287,000円以上であるとき」には、支給されない。

○支給時期 年3回（4月、8月、12月）

管内在宅重度障害者手当の支給状況（令和3年4月1日現在）（単位：人）

区 分	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	合計	
受給者数	539	633	365	712	216	284	48	2797	
種 別	1種	2	7	5	9	4	2	0	29
	2種	537	626	360	703	212	282	48	2768

キ 心身障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

(令和3年7月28日現在)

加入資格	掛 金	掛金の減免	年金・弔慰金の額		受給権者数							
《加入者》 心身障害者の保護者で特別な疾病又は障害を有しない65歳未満の者で、2口まで加入できる。 《障害者》 1 知的障害者 2 身体障害者（1～3級）の者 3 上記1及び2の障害者と同程度の障害があると認められる者	1 加入者の年齢により掛金が異なる。	1 生活保護世帯 100%	1 年金は、加入者が死亡（障害）したときから毎月1口につき2万円を生涯にわたり支給される。		・知的障害者 48名 ・身体障害者 35名 ・合併 2名 ・その他 4名 合 計 89名							
	2 既加入者（1口加入者）が特約口数追加で2口加入したいときは追加加入時の年齢に応じた掛金を納める。	2 市町村民税非課税世帯 70%	2 弔慰金は障害者が加入者より先に死亡した時に一時金として1口につき次の金額が支給される。 (掛金の返還はなし)									
	3 加入期間が20年以上かつ加入者の年齢が65歳以上に達したときは掛金は免除。	3 市町村民税均等割のみ課税世帯 50%	加入期間	金 額								
	4 脱退した場合、加入期間に応じて一口当たり次とおり一時金を支給。	4 災害、疾病、失業等により所得額が著しく減少したとき	1年以上 5年未満	円 50,000								
	5 2人以上の障害者のために加入している場合は2人目以上の者に係る掛金 50%	5年以上 20年未満	125,000									
		20年以上	250,000									
		(平成20年度以降加入)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>加 入 期 間</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table>		加 入 期 間	金 額	5年以上10年未満	75,000円	10年以上20年未満	125,000円	20年以上	250,000円	
加 入 期 間	金 額											
5年以上10年未満	75,000円											
10年以上20年未満	125,000円											
20年以上	250,000円											
		(平成20年度以降加入)										

第3 児童育成課の事業

1 児童育成課の業務

児童・障害者相談センターの児童部門は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

- (1) 市町村の業務（児童福祉法10条に規定 児童等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- (4) 児童を児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- (5) 児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- (6) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (7) 家庭裁判所に対し、親権喪失等、後見人の選任・解任の請求を行うこと。
- (8) 児童虐待が行われているおそれがあると認められるとき、出頭要求をし、必要な調査または質問を行うこと。
- (9) 児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査または質問を行うこと。

子どもや家庭をめぐる問題は、児童虐待相談の急増等、複雑・多様化しており、早期発見・早期対応や子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うためには、当センターが有する機能の他に、福祉、保健、医療、教育、司法等の関連機関との連携を図り、ネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。

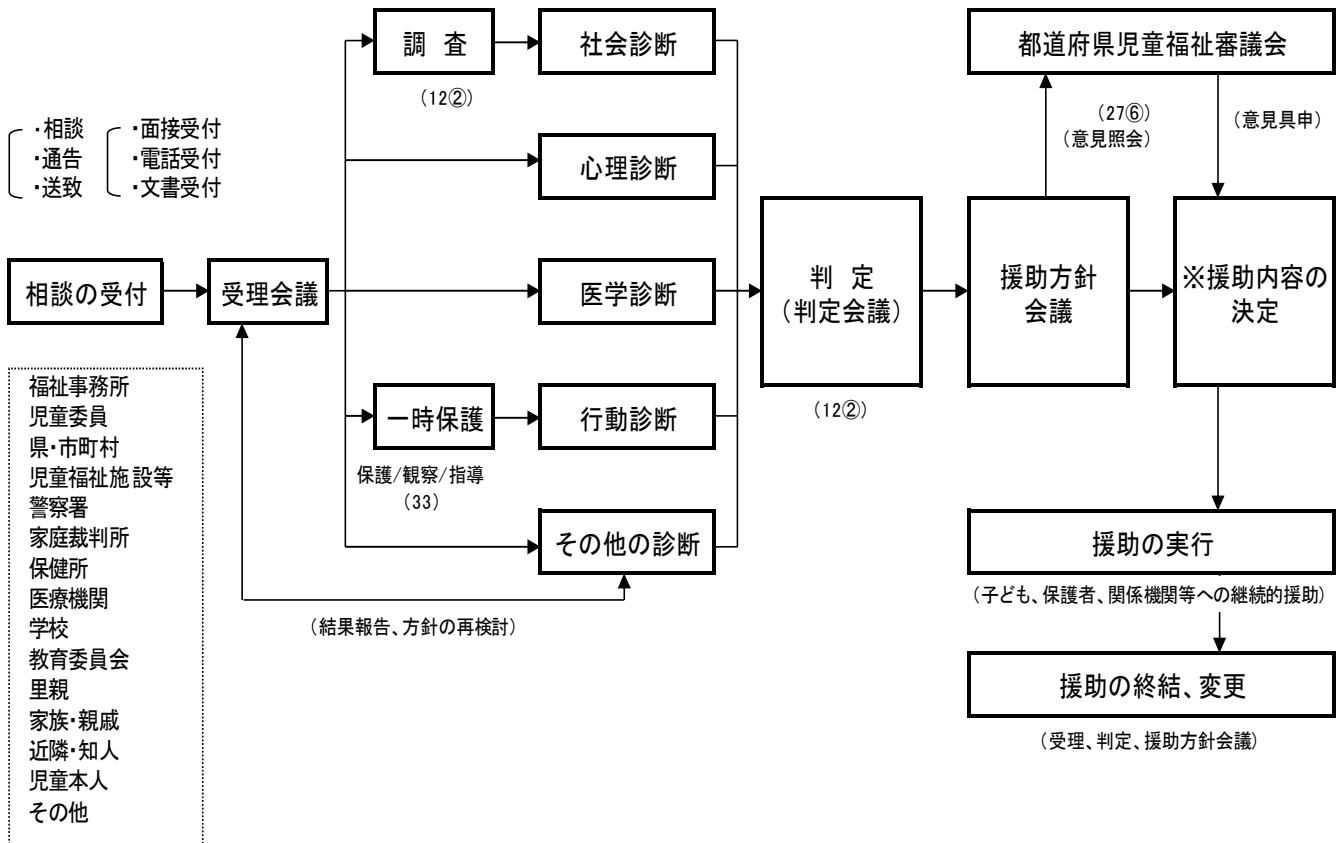
そのため、児童虐待等の早期発見や解決の困難な児童問題に効果的な対応ができることを目的として「海部地域虐待等児童問題関係機関連絡調整会議」を設置して関係機関と緊密な連携を図るとともに、平成16年の児童福祉法の改正により規定された市町村の「要保護児童対策地域協議会」に積極的に関わりその支援を行う等、地域における関係機関のネットワークの構築とその強化に取り組んでいる。

また、関連する児童相談所業務として次のようなことを行っている。

- 療育手帳の交付
- 特別児童扶養手当認定のための診断
- 施設入所措置に伴う児童措置費負担金徴収事務

児童・障害者相談センターの障害者部門は、身体障害者福祉法第11条に規定する「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に規定する「知的障害者更生相談所」として、身体障害者及び知的障害者の相談及び指導を行っている。

児童相談業務系統図



※援助内容

- 1 在宅指導
 - (1) 措置によらない指導 (12②)
 - ア 助言指導
 - イ 継続指導
 - ウ 他機関あっせん
 - (2) 措置による指導
 - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - ウ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)
 - オ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - カ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
- 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
 - 指定医療機関委託 (27②)
- 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
- 4 児童自立生活援助の措置 (33の6①)
- 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
 - 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ、63の4、63の5)
 - 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ)
- 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
- 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
 - ア 施設入所の承認 (28①②)
 - イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
 - ウ 後見人選任の請求 (33の8)
 - エ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項)

2 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって、下表のとおり相談種別に分けている。

相談種別		内容
養護 相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。
障害 相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
非行 相談	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
育成 相談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から同法同条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。
	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
育児・しつけ相談		家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上のいずれにも該当しない相談。

3 相談指導の状況

(1) 相談受付状況

令和2年度に受け付けた相談件数は、1,380件で、その状況は次のとおり。

経路別・年度別推移

(単位：件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
福祉事務所等	322	382	397	342	384
児童委員	—	—	—	—	1
役場・保健センター等	173	160	139	111	74
児童福祉施設等	23	13	6	12	9
警察等	196	349	281	355	441
家庭裁判所	1	3	1	1	—
保健所	—	—	—	—	1
医療機関	9	6	15	17	19
学校・幼稚園等	31	30	34	33	30
教育委員会等	5	0	3	1	2
里親	3	2	3	1	—
家族・親戚	303	249	378	434	269
近隣・知人	84	57	85	69	111
児童本人	5	5	7	6	13
その他	36	5	11	46	26
合 計	1,191	1,261	1,360	1,428	1,380

イ 相談種類別・年度別推移

(単位：件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
養護 相談	虐待	265	337	320	376	493
	その他	201	240	303	279	320
保健相談		1	—	—	1	—
障害 相談	肢体不自由相談	1	6	2	5	3
	視聴覚障害相談	—	—	1	—	1
	言語発達障害等相談	—	2	—	—	—
	重症心身障害相談	13	12	15	10	15
	知的障害相談	411	421	439	456	371
	発達障害相談	37	33	36	28	22
非行 相談	ぐ犯行為等相談	20	9	6	4	5
	触法行為等相談	17	18	20	23	23
育成 相談	性格行動相談	69	50	47	69	19
	不登校相談	9	5	10	10	8
	適性相談	26	26	50	54	30
	育児・しつけ相談	109	88	105	113	68
その他の相談		12	16	6	0	2
計		1,191	1,261	1,360	1,428	1,380

ウ 年齢別・相談種類別

(単位：件)

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	29	33	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	-	66
1歳	38	14	-	-	1	-	-	6	-	-	-	-	-	-	5	-	64
2歳	35	27	-	-	-	-	-	17	-	-	-	-	-	-	10	-	89
3歳	30	16	-	-	-	-	-	55	2	-	-	3	-	-	13	-	119
4歳	22	19	-	-	-	-	1	17	-	-	-	1	-	-	9	-	69
5歳	30	14	-	-	-	-	1	44	3	-	-	1	-	-	9	-	102
6歳	38	22	-	-	-	-	3	22	1	-	-	1	1	10	15	-	113
7歳	29	18	-	-	-	-	1	29	4	-	-	1	2	8	1	-	93
8歳	21	8	-	-	-	-	4	12	4	-	3	1	-	1	1	1	56
9歳	24	12	-	-	-	-	-	13	1	-	2	3	1	4	1	-	61
10歳	22	11	-	-	-	-	1	22	1	-	-	1	-	2	-	-	60
11歳	32	11	-	-	-	-	-	18	2	-	3	2	-	2	1	-	71
12歳	27	19	-	-	-	-	-	16	2	1	2	1	1	1	-	-	70
13歳	26	28	-	-	-	-	1	23	-	2	8	-	-	1	-	-	89
14歳	33	16	-	-	-	-	-	12	2	-	4	1	3	1	-	-	72
15歳	20	14	-	3	-	-	1	10	-	1	1	2	-	-	-	-	52
16歳	24	18	-	-	-	-	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	64
17歳	12	16	-	-	-	-	1	31	-	1	-	1	-	-	-	1	63
18歳以上	1	4	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	7
計	493	320	-	3	1	-	15	371	22	5	23	19	8	30	68	2	1,380

エ 市町村別・年度別推移

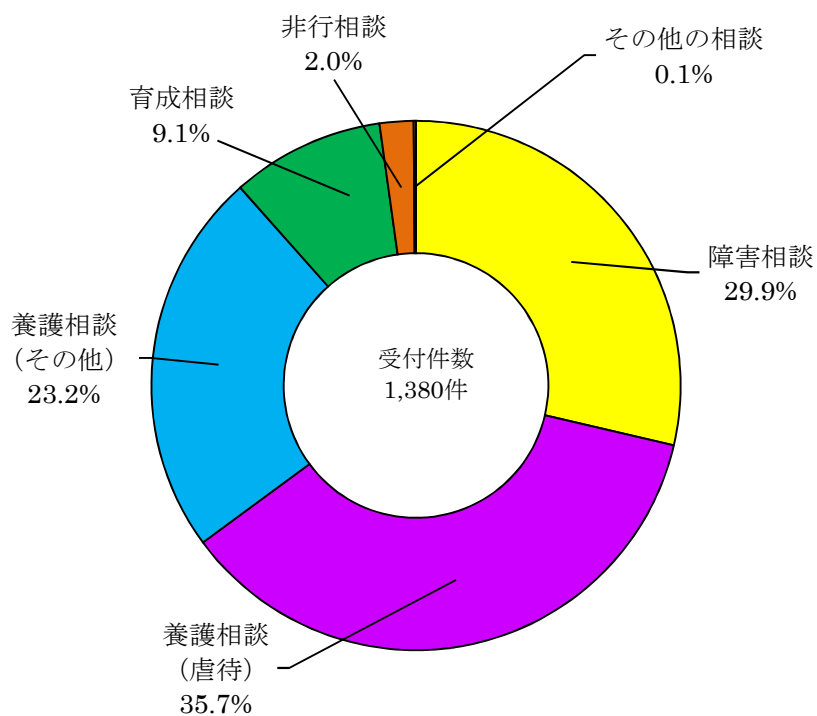
(単位：件)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
津島市	200	242	262	252	228
愛西市	160	163	190	219	140
弥富市	131	113	146	132	156
あま市	359	374	385	430	491
大治町	170	193	213	208	189
蟹江町	121	137	116	141	120
飛島村	11	7	10	5	9
管外	39	32	38	41	47
計	1,191	1,261	1,360	1,428	1,380

オ 市町村別・相談種類別

(単位：件)

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
津島市	72	67	-		1	-	1	58	3	2	3	2	1	5	13	-	228
愛西市	54	21	-	-	-	-	-	47	2	1	2	3	-	7	3	-	140
弥富市	44	43	-	-	-	-	4	51	4	-	-	1	2	2	5	-	156
あま市	185	104		3	-	-	7	126	10	-	11	3	3	6	33	-	491
大治町	83	41	-	-	-	-	-	39	2	2	5	6	-	8	2	-	189
蟹江町	48	22	-	-	-	-	3	41	-	-	-	3	-	2	1	-	120
飛島村	2	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	9
その他	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
管外	5	19	-	-	-	-	-	1	1	-	2	1	2	-	11	2	44
計	493	320	-	3	1	-	15	371	22	5	23	19	8	30	68	2	1,380



(2) 相談対応状況

令和2年度に対応した件数は、1,380件で、相談種類別の対応状況は次のとおり。

なお、相談受付件数と相談対応件数とが一致しないのは、受付から対応の間に年度をまたぐ場合等があるため。

(単位：件)

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関斡旋						入所	※(下記)	通所						
養護相談	虐待相談	188	38	-	2	-	-	250	-	3	-	-	-	1	/	-	1	483
	その他の相談	257	12	-	4	-	-	5	-	8	-	-	-	2	/	-	11	299
保健相談		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
障害相談	肢体不自由相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	3	-	3
	視聴覚障害相談	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	1
	言語発達障害等相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	-
	重症心身障害相談	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	4	1	15
	知的障害相談	372	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	1	373
発達障害相談	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	22	
非行相談	ぐ犯行為等相談	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	5
	触法行為等相談	-	-	-	4	-	-	-	21	-	-	-	-	-	/	-	-	25
育成相談	性格行動相談	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	19
	不登校相談	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	8
	適性相談	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	30
	育児・しつけ相談	66	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	1	-	68
その他の相談		19	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	21
計		997	50	3	10	-	-	255	21	11	-	-	-	3	-	8	14	1,372

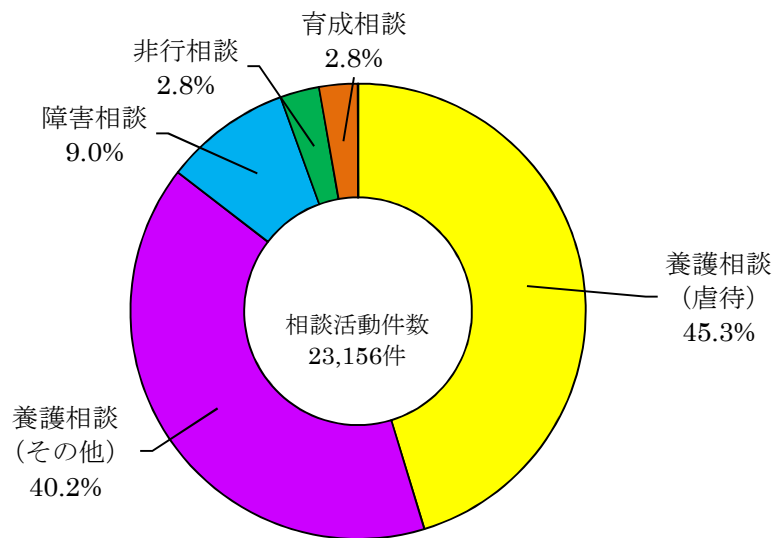
※児童福祉法第27条の3による家庭裁判所送致（入所の再掲）

(3) 相談活動状況

令和2年度における調査、診断指導等の相談活動の状況は、次のとおり。

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学診断指導	心理診断指導					その他の診断指導	児童福祉司・児童心理司による継続的指導	計	
			知能検査	発達検査	人格検査	その他の心理検査	面接・観察・指導				
養護相談	虐待相談	9,482	1	21	1	14	-	79	-	892	10,490
	その他の相談	8,529	2	16	3	10	-	81	-	664	9,305
保健相談		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害相談	肢体不自由相談	34	-	-	-	-	-	1	-	-	35
	視聴覚障害相談	1	-	-	1	-	-	2	-	-	4
	言語発達障害等相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	重症心身障害相談	134	-	1	6	-	-	8	-	-	149
	知的障害相談	1,024	29	259	55	-	-	377	-	43	1,787
	発達障害相談	63	-	21	-	-	-	28	-	-	112
非行相談	ぐ犯行為等相談	19	-	-	-	-	-	-	-	-	19
	触法行為等相談	464	-	10	-	17	-	61	-	68	620
育成相談	性格行動相談	173	-	9	-	3	-	17	-	2	204
	不登校相談	13	-	1	-	1	-	4	-	-	19
	適性相談	76	1	23	-	-	-	32	-	-	132
	育児・しつけ相談	196	-	31	3	-	-	48	-	-	278
その他の相談		2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
計		20,210	33	392	69	45	-	738	-	1,669	23,156



(4) 養護相談の状況

養護相談（対応件数）についての詳細は、次のとおり。

ア 養護相談の原因別・年度別推移

(単位：件)

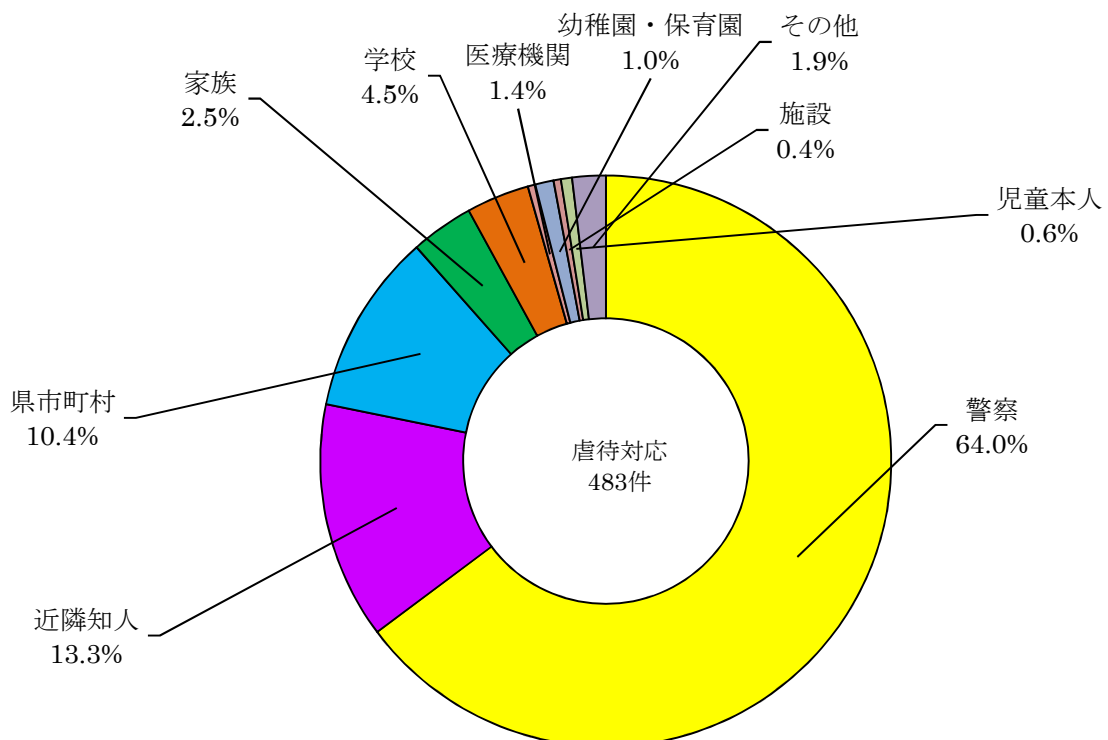
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	
家出(失踪含む)	1	6	3	9	20	
死亡	—	—	1	—	6	
離婚	6	3	1	1	1	
傷病(入院含む)	23	25	26	26	19	
家庭環境	虐待	258	344	320	381	483
	虐待以外	139	149	196	239	221
その他	38	57	65	15	33	
計	465	584	612	671	783	

イ 虐待相談（対応件数）の状況

(ア) 受付経路

(単位：件)

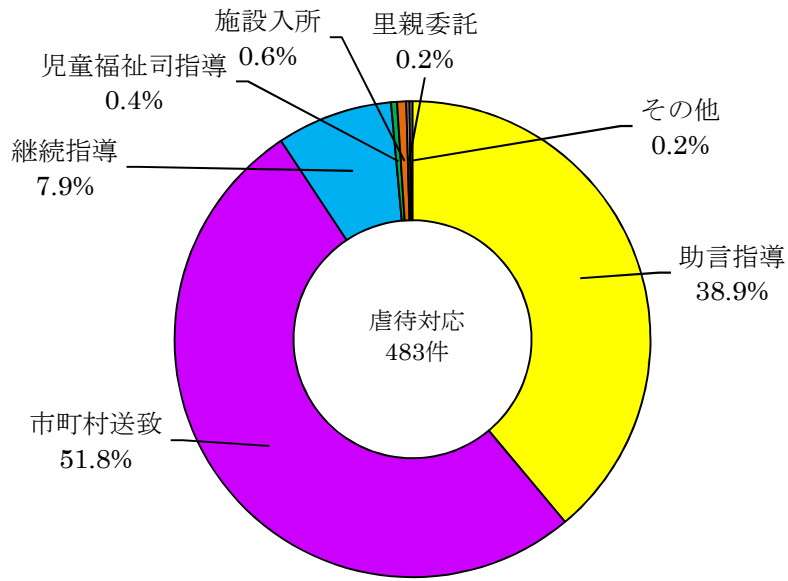
区分	家族	近隣知人	学校	县市町村	児童委員	保健所	医療機関	幼稚園・保育園	警察	施設	児童本人	その他	計
件数	17	64	17	50	—	—	7	5	309	2	3	9	483



(イ) 対応状況

(単位：件)

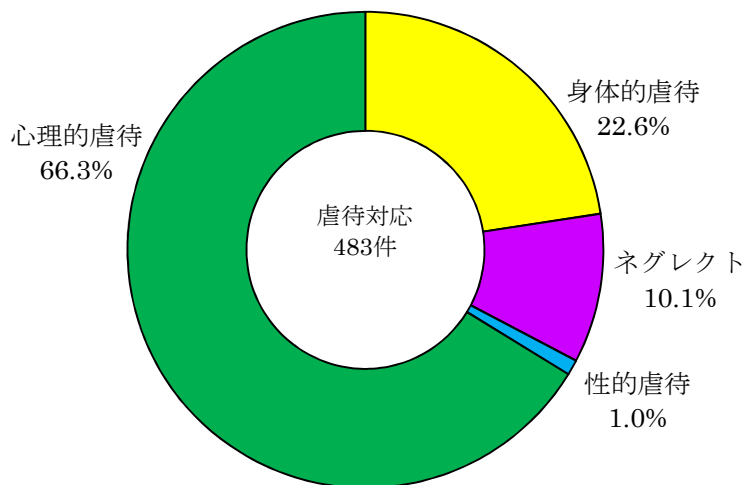
区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	市町村送致	施設入所	里親委託	その他	計
件数	188	38	2	250	3	1	1	483



(ウ) 虐待の種類

(単位：件)

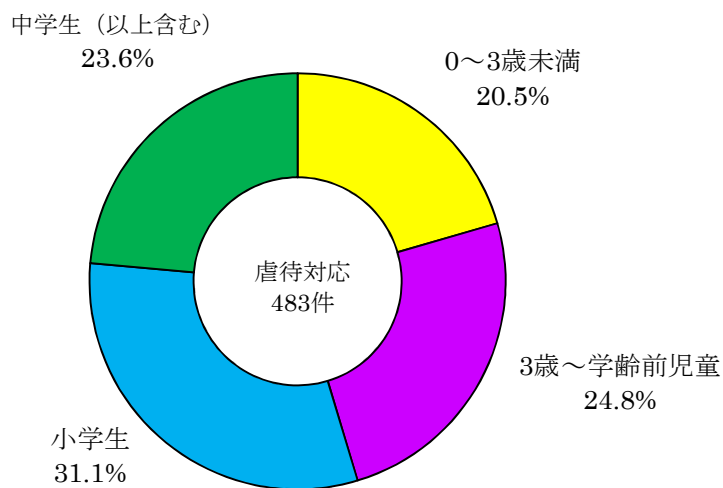
区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
件数	109	49	5	320	483



(エ) 被虐待児の年齢段階

(単位：件)

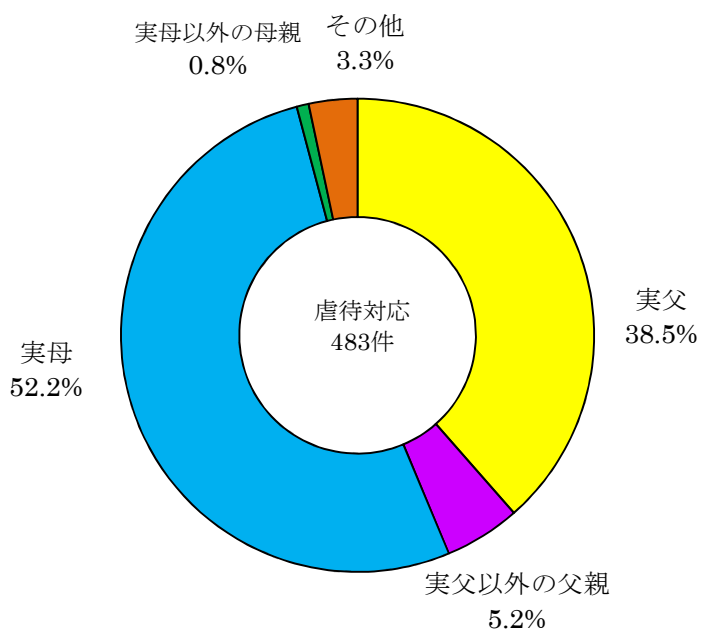
区分	0～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生 (以上含む)	計
件数	99	120	150	114	483



(オ) 主たる虐待者

(単位：件)

区分	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
件数	186	25	252	4	16	483



(5) 非行相談の状況

非行相談（受付件数）についての詳細は、次のとおり。

ア 学年別・年度別推移

(単位：件)

区 分	平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度				令和 2 年度			
	ぐ犯		触法		ぐ犯		触法		ぐ犯		触法		ぐ犯		触法		ぐ犯		触法	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
就学前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小学 1 年	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小学 2 年	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-
小学 3 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
小学 4 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	1	1	-	-	-	1	-
小学 5 年	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
小学 6 年	2	-	1	-	1	-	-	2	1	-	6	1	1	-	-	1	1	-	2	1
中学 1 年	-	-	1	-	-	-	3	-	-	-	3	-	-	-	1	2	-	2	4	1
中学 2 年	8	1	18	-	3	-	10	1	2	-	-	-	-	-	9	2	-	-	4	2
中学 3 年	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	4	3	1	-	3	-
中卒以降	-	3	-	-	3	2	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-
計	4	6	15	1	7	2	15	3	4	2	19	1	1	3	15	8	3	2	17	6
	10		16		9		18		6		20		4		23		5		23	

イ ぐ犯行為等相談の内容別

(単位：件)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
不良交友	1	-	-	-	1	-	-	1	1	2
不純異性交遊	-	3	-	-	-	2	-	1	-	-
家出・外泊	1	3	3	2	1	-	-	1	-	-
金銭持ち出し	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
喫煙・飲酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行・傷害	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-
怠学	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
校則違反・授業妨害・校内暴力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭内暴力	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-
窃盗	-	1	2	-	-	-	-	-	1	-
その他	2	1	3	-	-	-	1	-	1	-
計	6	10	10	2	5	2	1	4	3	2

ウ 触法行為等相談の内容別

(単位：件)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
刑 法 犯	窃 盗	万引き	5	1	5	6	4	1	8	-	3	2
		自転車盗、 オートバイ盗	2	-	-	3	3	2	1	-	5	2
		その他	4	-	-	-	-	-	2	-	-	-
そ の 他	そ の 他	暴行・傷害・恐喝	-	-	4	-	6	-	1	-	-	1
		強制わいせつ・強姦	2	-	2	-	2	-	4	1	3	-
		その他	-	-	3	-	-	-	2	-	6	-
その他		-	-	5	-	1	-	1	-	1	1	
計		24	1	18	3	15	9	19	1	18	6	

(注) 受付件数アと内容別イ、ウとで計が一致しないのは、複数の区分に該当する場合それぞれに計上しているため。

(6) 障害相談の状況

療育手帳の交付状況

(ア) 新規交付・再判定状況

(単位：件)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
新規交付	A 判定	13	8	12	9	10
	B 判定	18	23	16	29	13
	C 判定	92	95	94	99	75
	計	123	126	122	137	98
再判定数	A 判定	74	73	81	75	71
	B 判定	46	55	70	48	59
	C 判定	65	93	86	103	102
	計	185	221	237	226	232

(イ) 療育手帳所持者数 (年度末現在)

(単位：人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
A 判定	206	199	195	19	191
B 判定	151	148	157	171	163
C 判定	345	391	412	448	467
計	702	738	764	809	821

(7) 里親の状況

ア 里親登録・認定状況

(単位：件)

区 分	平成 31 年度末 登録・認定数	令和 2 年度登録・認定数		令和 2 年度末 登録・認定数
		(開始)	(解除)	
養育里親	23	1	1	23
専門里親	1	-	-	1
親族里親	-	1	-	1
養子縁組によって養親と なることを希望する里親	10	1	-	11

(注) 複数の区分の里親として登録・認定されている場合は、それぞれに計上。一つの世帯に複数の里親が登録・認定されている場合は、世帯単位で1と計上。

イ 里親に委託している児童の状況

(単位：人)

区 分	平成 31 年度末 委託児童数	令和 2 年度委託児童数		令和 2 年度末 委託児童数
		(開始)	(解除)	
養育里親	5	3	4	4
専門里親	-	-	-	-
親族里親	-	1	-	1
養子縁組によって養親と なることを希望する里親	-	-	-	-

(8) 一時保護の状況

ア 一時保護所分

(単位：件)

区 分	平成 31 年 度末 継続 保護	受付 (年度 中)	保護解除 (年度中)								令和 2 年 度末 継続 保護	
			児童 福祉 施設 入所	里親 委託	他の 児童 相談 所・ 機関 に移 送	家庭 裁判 所送 致	帰宅	その 他	計	延日 数 (日)		
養 護	虐待	-	26	1	-	3	-	12	6	22	383	-
	その他	-	32	2	-	6	-	12	12	32	505	-
障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
育成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	58	3	-	9	-	24	18	54	888	-	

イ 一時保護委託分

(ア) 一時保護委託状況

(単位：件)

区分	前年度末継続委託	受付(年度中)	委託解除(年度中)								年度末継続委託	
			児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延日数(日)		
養護	虐待	0	82	4	3	7	-	38	27	79	1,265	3
	その他	2	98	7	-	11	-	50	26	94	1,714	6
	障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	非行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	育成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	180	11	3	18	-	88	53	173	2,979	9

(イ) 委託解除の委託先別状況

(単位：件)

区分	警察等	児童福祉施設						里親	その他	計
		児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設			
養護	虐待	-	64	3	-	-	-	12	-	79
	その他	-	63	15	-	-	1	14	1	94
	障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	非行	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	育成	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	127	18	-	-	1	26	-	173

(9) 児童福祉施設等入退所の状況

(単位：人)

区分	平成31年度末現在の在籍数	令和2年度の異動		令和2年度末現在の在籍数
		入所	退所	
乳児院	4	-	2	2
児童養護施設	40	11	7	44
児童心理治療施設	5	-	1	4
児童自立支援施設	-	-	-	-
障害児入所施設	15	1	-	16
指定医療機関委託	4	-	-	4
ファミリーホーム	4	3	-	7
里親	7	3	5	5
計	79	17	15	82

発 行 愛知県海部福祉相談センター

住 所 津島市西柳原町 1 - 1 4

発行月 令和 3 年 11 月

電 話 0567-24-2111 (代)

F A X 0567-24-2229

U R L <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ama-fukushi/>